

4.1.b マレーシア（サラワク州）

サラワク州は、ボルネオ島北西部から北中部に位置する。州面積は 12 万 4,000 km²で、日本の国土面積（37 万 7,970 km²）の約三分の一の広さである。2013 年にサラワク州が行った衛星測量によれば、森林面積は 988 万 2,000ha で州面積の 80%を占めている。

サラワク州では森林を持続的な木材生産のために告示している永久林（Permanent Forest Estate）、生物多様性保護のために木材の生産を禁じている全面保護林（Totally Protected Areas）及び永久林に指定されていない森林及び農業生産、集落、市街地への利用その他の土地利用転換が可能な州有林（State land Forest）に大きく区分している。

永久林は保存林（Forest Reserve）、保護林（Protected Forest）、コミュニティー林（Communal Forest）、政府管理地（Government Reserves）¹及び人工林（Planted Forest）で構成している²。さらに、全面保護林は国立公園（National Park）、自然保護区（Nature Reserves）及び野生生物保護区（Wildlife Sanctuaries）で構成している³。州有林は、保安林、保護林、コミュニティー林、政府管理地及び人工林を除く森林をいう⁴。

伐採が可能な森林は、永久林及び州有林である。コンセッションは、永久林内の伐採許可地域に設定する。コンセッションでの伐採は、持続的森林経営を目指した技術体系に基づき行われるので択伐方式を採用している。コンセッションでの伐採周期は 25 年であるが、年間の伐採可能面積及び伐採周期は森林の状況によって決定する。

森林の 42%（416 万 3,000ha）は永久林に、5%（48 万 7,000ha）は全面保護林に指定している。

表 4.1.b1 森林面積

	(ha)			
	計	森 林	スワンプ林	マングローブ林
計	9,882,444	9,265,895	537,302	79,247
永久林	4,163,133	3,973,595	176,614	12,924
全面保護林	487,008	405,724	70,749	10,535
州有林	5,232,303	4,886,576	289,939	55,788

注：サラワクが 2013 年に行った衛星測量による調査結果。

資料：Forest Department Sarawak, “Annual Report 2013”, p32

永久林及び保護林の面積は増加しており、永久林面積は 2013 年の 416 万 3,133ha から 2015 年には 432 万 302ha に 4%増、保護林は同じく 48 万 7,008ha から 67 万 3,979ha に 38%も増加している。

サラワク州でも人工造林が広く行われるようになり、2015 年の人工林面積は 32 万 5,314ha に達している。サラワク州では 1920 年代に人工造林が開始されていたが、その当時の人工造林はドリアンその他の果樹の採取が目的であった。その後、1965 年に外来種の

¹ 官報告示によって大臣が政府管理地と宣言した州有地。

² 2015 年サラワク州森林条令第 1 章第 2 条第 1 項による定義。

³ サラワク州森林局資料。

⁴ 2. に同じ。

早生樹種による造林を試行したが失敗し、1970年代に森林局が行ったアカシア、ファルカータその他の熱帯広葉早生樹種による試験造林により、ようやく生産性が高い樹種の特定ができた。人工造林面積は1985年の時点では1,770haと小さく、その後も小さい面積で推移したが、1996年の州森林法の改正により人工林ライセンスが発給できるようになったこと、天然林資源の枯渇が表面化し始めたことから1990年代後半から徐々に拡大しはじめ、2003年以降、急速に拡大した。人工造林のピークは、2005年から2008年までの4年間で、この期間においては年間約4万haの人工造林がなされている⁵。

なおサラワク州政府は、1998年にサラワク州クチンで開催された国際会議で15年から20年後に人工林面積を100万haまでに拡大するという目標を発表している。

サラワク州では、人工造林の種別を次の三つに区分している。

- 産業用造林
- オイルパーム造林
- 補植造林

産業用造林は、ゴム、アカシアその他の樹液、木材又は木質繊維の収穫を目的とした樹種による造林である。さらにサラワク州では、モデル人工造林地を設定して人工林樹種の試験をしている。モデル人工造林地では、次の七樹種が植林されている。

- *Acacia mangium* Superbulk
- Acacia Hybrid
- Kelampayan (*Neolamarkia cadamba*)
- Red Mahogany (*Eucalyptus pellita*)
- African mahogany (*Khaya senegalensis*)
- Batai (*Paraserienthes falcataria*)
- Karas (*Aquilaria* spp)

オイルパーム造林は造林周期を25年とし、一周期に限り造林が認められ、さらにオイルパームを植林できる最大面積を造林地の20%に限定している。

補植造林は、高地で重機による作業ができない自然更新が困難な場所で行なう人工造林である⁶。

マレーシアはインドネシアとともに日本の主要熱帯産木材輸入相手国であり、マレーシアの中でもサラワク州は熱帯産合板の主要供給地域である。

サラワク州にとって日本は、かねてより重要な林産物輸出相手国であり、現在でも国別林産物輸出額は日本が第1位である。2012年から2016年の対日向け輸出額のシェアは38%である。

⁵ サラワク州森林局ウェブサイト (<http://www.forestry.sarawak.gov.my/>)。

⁶ サラワク州森林局資料。

表 4.1.b2 国別輸出額

(100 万 MYR)					
	2012	2013	2014	2015	2016
計	7,438	7,165	7,249	6,571	5,934
日本	2,859	2,786	2,794	2,549	2,273
インド	1,189	1,130	1,370	1,252	967
中近東	671	568	544	381	574
台湾	261	791	761	640	516
韓国	594	527	538	559	514
フィリピン	207	278	221	272	286
インドネシア	—	—	87	133	188
ベトナム	92	117	152	160	144
タイ	261	208	155	163	107
中国	314	227	305	160	76
その他	990	533	322	302	289

注1：集計対象は、チップ、丸太、枕木、製材品、構造用集成材、フィンガージョイント集成材、モールディング、合単板、ブロックボード、繊維板、切削板、LVL、ダボ、ドア及びドア枠、コアプラグ、ペレット、木製柵、木製ラティス、木枠並びに園芸用品、家具及び家具部品。

2：MYR=マレーシアリングギット

資料：Sarawak Timber Industry Development Corporation, “Export Statistics of Timber and Timber Products Sarawak”, 各年版

4.1.b.1 サラワク州木材合法性確認システム

(Sarawak Timber Legality Verification System : STLVS)

4.1.b.1.1 設立の背景とシステムの概要

サラワク州の林業活動の監督と許認可は、森林局及びサラワク林業公社が中心に行っている。

サラワク州でも、2013年のEUのEU木材規則の発効、2014年のオーストラリアの違法伐採禁止法の施行その他の木材の合法性確保に係る諸規制の登場を受けて、木材の合法性の確保が早急に解決すべき課題として浮上した。このためサラワク州政府は森林法（法令第71号）を改正し、違法伐採及び違法伐採木材を排除するシステムの強化を図っている。

この強化策の中心的役割を担うのが、サラワク州木材合法性確認システム（Sarawak Timber Legality Verification System : STLVS）である。サラワク州では、サラワク州木材合法性確認システムに、森林局が開発し運用していた丸太追跡システム（LOTS : Log Tracking System）を組み込んで運用している。

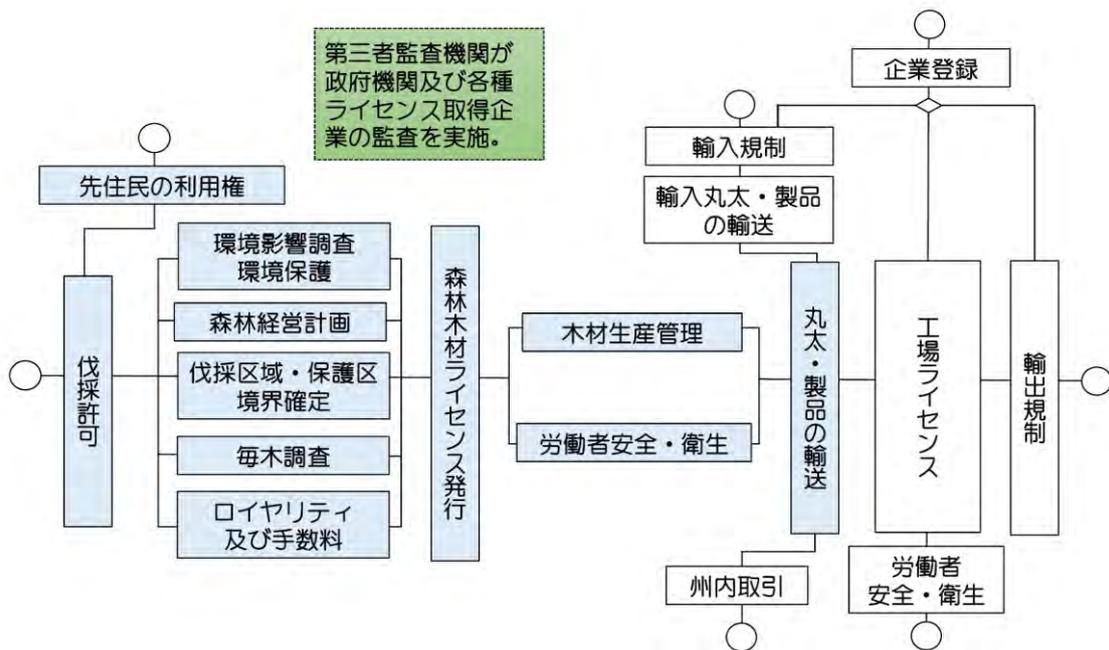


図 4.1.b1 サラワク州木材合法性確認システムの標準間の関連と手続きの流れ

サラワク木材合法性確認システムは、六つの基準、15 の標準及び 94 の指標により構成しており、半島部及びサバ州同様、その基本理念は FLEGT の木材合法性保証システム (TLAS : Timber Legality Assurance System) に準じている。

4.1.b.1.2 サラワク州木材合法性確認システムで使用する主な書類

サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準並びに合法性を証明するために使用する主な証拠書類及び主な関連法令・契約は次の表のとおりである。

表 4.1.b3 サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 1 伐採権	1. 伐採許可	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採許可証 ■ 総合伐採計画書 ■ 総合伐採計画図 ■ 伐採対象木一覧表 ■ 環境影響評価報告承認書 ■ 林班立入許可書 【森林局】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2015 年森林法 ■ 1958 年森林法 ■ 1962 年森林規則 ■ 1993 年天然資源環境条令 ■ 1987 年環境影響評価命令 ■ 2002 年環境保護条令 ■ 1998 年国立公園、自然保護区条令 ■ 1998 年野生生物保護条令 ■ 1958 年土地法
	2. 環境影響調査・環境保護		
	3. 森林経営計画		
基準 2 森 林 施 業	1. 伐採区域・保護区境界確定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 伐採詳細計画書 ■ 伐採詳細計画図 ■ 伐採ライセンス ■ 林班立入許可書 ■ 林産企業刻印印影の登録 ■ 伐採業者登録証 ■ 林業重機登録許可証 ■ 丸太生産日報 ■ 丸太荷口概要書 ■ 丸太荷口明細書 ■ 移動許可書 ■ 輸送許可書 【サラワク林業公社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2015 年森林法 ■ 1958 年森林法 ■ 1962 年森林規則 ■ 1958 年森林条令第 67A 条第 5 項及び第 7 項 a 号 ■ 1993 年天然資源環境条令 ■ 2002 年環境保護条令 ■ 1998 年国立公園、自然保護区条令 ■ 1998 年野生生物保護条令 ■ 1958 年土地法 ■ 1995 年サラワク森林公社法 ■ 1975 年産業調整法
	2. 毎木調査		
	3. 木材生産管理		
	4. 丸太輸送		
	5. 労働安全衛生		
基準 3 法定課徴金	ロイヤリティ及び手数料	<ul style="list-style-type: none"> ■ ロイヤリティ納付済承認証 ■ 出荷許可書 ■ 移動許可書 ■ 輸送許可書 ■ 移動許可書 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法第 52 条第 2 項 - 第 4 項及び第 4A 項第 a 号
基準 4 その他の利用者の権利	先住民の利用権	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域住民支援活動報告書 【森林局、サラワク林業公社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法 ■ 1958 年土地法

表 4.1.b3 サラワク州木材合法性確認システムの基準及び標準（続き）

	標 準	合法性を証明するための主な証拠書類 【管轄省庁】	主な関連法令・契約
基準 5 工場の 操 業	1. 工場操業許可書の 発行・更新及び操 業管理	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林産物生産計画書 ■ 業務登録証明書 ■ 木材取引許可書 ■ 木材加工業操業許可証 ■ 輸出入許可書 【森林局、サラワク木材産業開発公社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法 ■ 1973 年サラワク木材産業開発公社規則 ■ 2008 年サラワク木材産業規則 ■ 1975 年産業調整法
	2. 丸太の入出荷	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸送許可書 ■ 丸太荷口明細書 ■ 丸太荷口概要書 ■ 工業生産月報（サラワク木材産業開発公社） ■ 工場月報（森林局） 【森林局、サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社、サラワク木材産業開発公社】	
	3. 労働安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ■ 労働許可書 ■ 安全管理指針 ■ 安全管理簿 【労働省、職業安全衛生省、 社会保険機構】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1994 年労働安全保険法
基準 6 貿易・ 関 税	1. 企業登録	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材及び木材製品取扱業者登録 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2008 年サラワク木材産業開発公社規則
	2. 州内取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移動許可書 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法
	3. 輸入規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 木材輸出入業登録証 ■ 輸入許可書 ■ 輸入申告書 ■ CITES 証明書（該当がある場合） ■ 原産地証明書 ■ 植物検疫証明書 【マレーシア王国税関、農業省】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2008 年サラワク木材産業開発公社規則 ■ 1973 年サラワク木材産業開発公社規則 ■ 1967 年マレーシア関税法 ■ 2012 年マレーシア関税法（輸入禁止）
	4. 丸太、製材品及び 単板の輸送	<ul style="list-style-type: none"> ■ 移動許可書 【サラワク林業公社、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1958 年森林法
	5. 輸出規制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 輸出申告書 ■ 輸出ライセンス ■ 丸太輸出枠遵守確認書 ■ 丸太一覧表 ■ 格付証明書（製材品） ■ インボイス ■ 船積指図書 ■ 貨物引受証 ■ 船荷証券 ■ 発送通知 ■ 伐採禁止樹種伐採許可証（該当する場合） ■ 植物防疫証明書（必要な場合） ■ 輸出承認証（ExCC） ■ 移動許可証（港湾検査所からの移動許可） ■ 月別丸太輸出ライセンス 【森林局、サラワク木材産業開発公社、マレーシア王国税関、ハーウッドティンバー社】	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2012 年関税令（輸出禁止） ■ 1991 年ラミン輸出禁止法

なお、半島部及びサバ州では、法令遵守監査（Compliance Audit）を2018年に予定しており、それに伴う標準及び指標の改正作業をすすめている。現在、サラワク州でも木材合法性確認システムの改正作業を行っている。木材合法性確認システムの改正案は一般に公表されていないが、関係者によればかなり大がかりな改正が検討されているとのことである。

4.1.b.1.3 実施主体と事業体数

（1）実施主体

サラワク州木材合法性確認システムの実施主体は、サラワク州森林局、サラワク林業公社、サラワク木材産業開発公社及びハーウッドティンバー社であり、貿易物品についてはこれらに加えて王立マレーシア税関が関わる。

これらの機関は、サラワク州木材合法性確認システムの運用において、次のように役割を分担している。

サラワク州森林局は、木材伐採ライセンスの発給及び伐採計画の手続き事務と承認を担当している。

サラワク林業公社は、木材伐採ライセンスの発給に係る伐採計画書の詳細事項の確認と承認（最終的な承認は森林局が行う）及び林班立入許可書の発行、丸太生産の検査及びモニタリング、丸太への丸太生産タグの表示及び刻印の打刻、森林検査ステーションにおける検量、格付、ロイヤリティ算定及び移動許可書発行並びに輸出地点における輸出用丸太の確認検査及び移動許可書の発行を担当している。

ハーウッドティンバー社は、森林検査ステーション（貯木場）における検量及び丸太と書類の整合性の検査、検査完了書の発行及び積出運搬許可書の発行、工場における原木の検査及び確認並びに輸出地点における輸出用丸太の目視検査及び輸出検査完了書の発行を担当している。

サラワク州木材産業開発公社は輸出ライセンスの発行を、王立マレーシア税関は木材の合法性を確認した上で輸出を許可する役割を担っている。

① サラワク州森林局（Forest Department Sarawak）

サラワク州森林局は、資源計画環境省（Ministry of Resource Planning and Environment）傘下の組織で州の林業行政を担当している。森林局は13の部局で構成し、クチンに本部を置き、クチン、シブ、ビンツル及びミリに支局を配置している。

森林局の役割と責務は、次の法令により規定している。

- A. 2015年森林法（法令第71号）
- B. 1958年森林条令（法令第126号）
- C. 1962年森林規則
- D. 1973年サラワク木材公社開発令
- E. 1993年サラワク林業公社令

- F. 1995 年天然資源環境令
- G. 1997 年森林（植林）規則
- H. 国立公園、自然保護令（法令第 27 号）
- I. 1999 年国立公園、自然保護規則
- J. 野生生物保護規則（法令第 26 号）
- K. 1998 年野生生物保護規則
- L. 1998 年野生生物（食用の鳥の巣）規則
- M. サラワク生物多様性センター条例（法令第 24 号）
- N. 1998 年サラワク生物多様性（アクセス、収集と研究）条例

サラワク州木材合法性確認システムにおいて森林局は、伐採ライセンス（FTL）を発行する役割を担っている。

森林局は、伐採許可を申請した企業に対して伐採基本計画書の策定及び提示を求め、関連する全ての法令及び基準への適合を審査し、適合すると判断できれば伐採ライセンスを発行する。

ライセンス所持者は、ライセンスが発行された後に詳細計画書を策定して森林局に提出する。詳細計画書には、10m間隔の等高線、伐採区域境界線、林班境界線、ブロック境界線、道路計画図、河川の流路を記入した収穫計画図を添付する。

森林局は、サラワク州木材合法確認システムの全行程において必要に応じて確認を行い、丸太の合法性を確認する立会検査を行う権限を有している。

② サラワク林業公社（Sarawak Forest Corporation）

サラワク林業公社の前身であるサラワク林業会社（サラワク林業公社 SB）は、1997 年に法人となり、2003 年 6 月 9 日に活動を開始した。その後、同社の業務は 1995 年サラワク林業公社条令の規定に基づき、森林局が設立したサラワク林業公社（サラワク林業公社）が担うことになった。

このサラワク林業公社が担う役割及び目的は、次の通りである。

- A. 法令遵守
- B. ロイヤリティ徴収の徹底
- C. 完全保護区（TPA）保護の強化
- D. 生物多様性保全のためのセンターの設立
- E. 植林推進のための研究開発
- F. エコツーリズムのために完全保護区の管理
- G. 組織の強化と財政の健全化

サラワク林業公社は、森林局の審査を経て伐採業者にライセンスが発行された後、伐採業者に伐採詳細計画の提出を求め、現地検証を行って同計画の内容を審査する。同公社による現地検証は、伐採詳細計画の持続可能な森林経営の基準への適合、全面保護林植物保護区の伐採対象地区からの除外及び先住民の伝統的権利の確保が主な対象である。その結果、伐採詳細計画の内容が適正であれば、サラワク林業公社はライセンス所持者に林班立

入許可証（Permit to Enter Coupe : PEC）を発行する。事業者は、この伐採林区立入許可証により伐採事業を開始できる。サラワク林業公社による伐採地区での現地検証項目は次のとおりである。

1) 伐採前の活動

- A. 伐採許可申請地区全体、伐採区、ブロックの境界線調査
- B. 道路建設及び軌道の設置状況確認
- C. 立木調査（10%のサンプル調査）
- D. 環境保護の観点から繊細な地区の除外
- E. 基盤整備のために伐採される立木のロイヤリティ評価
- F. 先住民の権利を確保する計画

2) 伐採後の活動

- A. 伐採地区の伐採により発生した立木の損傷状態調査
- B. 全ての搬出道路の閉鎖
- C. 公的に伐採事業の終了を証する証明書の発行

③ ハーウッドティンバー社（HTSB: Harwood Timber Sdn. Bhd.）

ハーウッドティンバー社は、1985年にサラワク木材産業開発公社の全額出資により設立した。1994年、資源計画環境大臣は、森林条令の第64（5）項の規定が定めるライセンスを所持している木材加工工場用の木材の購入、集荷、販売及び輸送並びに64（7）（a）項の規定が定めているライセンスを得ていない木材の輸出に向けた荷積みの禁止に係る業務を行う公認機関としてハーウッドティンバー社を指名した。

サラワク州木材合法性確認システムにおけるハーウッドティンバー社の役割には、伐採地、中継地点、木材加工場及び輸出地点における丸太の検査と合法丸太の輸送許可に係る事項が含まれる。その目的は、次の通りである。

- A. 丸太とロイヤリティ評価の一致を証明する。
- B. 丸太の産地が認可された森林地区であることを証明する。
- C. 森林局が承認した文書に従って丸太が生産されたことを証明する。
- D. 州内の伐採地で承認された丸太が指定された地点に到着したことを確認する。
- E. 輸出用丸太が森林条令64（1）（b）の規定で定められた国内加工用予約割当丸太でないことを確認する。

④ サラワク木材産業開発公社（STIDC: Sarawak Timber Industry Development Corporation）

サラワク木材産業開発公社は、1968年から1972年までの期間に実施したFAOの総合的森林資源調査の推奨に従い、1973年サラワク木材産業開発条令に基づいて設立された。サラワク木材産業開発公社が果たす機能は、多様な手段による木材産業の計画的な拡大とサラワク州の経済、資本及び専門的技術の継続的な発展並びに森林資源の効率的な管理の加速である。1973年サラワク木材産業開発条令第5（1）項の規定によるサラワク木材産業開発公社の業務は、次のとおりである。

- A. 木材産業を推進発展させるための新しい政策と戦略を策定する。
- B. 森林資源の効率的経済的開発を行う。
- C. 木材工業における新しいコンセプトと戦略を創造し、州の森林資源から生み出された利益を州全体に配分する。
- D. 民間セクターの参画によって木材産業全体の発展を州政府が導き、新しい産業振興を促進する。

さらにサラワク木材産業開発公社の機能は、次の通りである。

- A. 木材産業における生産の基準と貿易業務の管理及び調整。
- B. 政府に現存する木材産業の発展を促進するための方法又は政策を提言。
- C. 製品の多様化と品質管理を高めて木材の効果的利用を支援。
- D. 木材産業の発展を促進し、木材製品の生産とマーケティングに携わる人材を支援。
- E. 現存する木材産業の発展と新しい産業の発展を支援するための技術的支援。
- F. 多様な観点による木材産業の現場での作業に係る研修の実施。

サラワク州は、2006年にサラワク木材産業開発条令を改正した。この改正によりサラワク木材産業開発公社は、サラワク州森林局直轄の製材所を除く木材加工工場の登録業務を引き継いだ。

(2) 事業所数

これまで、サラワク州における伐採ライセンス発給件数は、森林局が発効する年次報告書で公表されていた。しかし森林局は、同報告書を2013年版の発行を最後に行っていないので、印刷物による直近のライセンス発給件数は不明である。サラワク州森林局は2013年の年次報告書で、同年12月現在、505件の伐採ライセンスが有効であると記している⁷。

加工工場の登録件数（ライセンス発給件数）については、表4.1.15を参照されたい。サラワク州では、2016年に331件を加工工場として登録している。サラワク州木材産業開発公社からの提供資料によると、同年7月の時点では、248件の加工業者並びに671件の輸出業者及び341件の輸入業者を登録している。

4.1.b.2 サラワク州木材合法性確認システムの運用

サラワク州木材合法性確認システムは、サバ州及び半島部の木材合法性保証システムと同時期に開発が始まったものの、システムの標準化及び公表できるシステムの文書化に時間を要している。

サバ州及び半島部の木材合法性保証システムの報告については、全ての基準及び標準の運用について詳細なフローチャートを作成し、関係当局の監修を受けた。しかし、サラワク州木材合法性確認システムについては、同様のフローチャートを作成できる行政機関の資料のとりまとめが完了していない。このため、サラワク州木材合法性確認システムの報

⁷ Forest Department Sarawak, “Annual Report 2013”, p38

告については、サラワク州森林局、サラワク州林業公社、サラワク木材産業開発公社、ハーウッドティンバー社その他の関係機関が提供した諸々の資料を活用して行うものとする。

4.1.b.2.1 森林部門における運用

サラワク州木材合法性確認システムの基準1から基準4は、森林部門に係るものである。ただし、サラワク州木材合法性確認システムでは、サバ州及び半島部の木材合法性保証システムとは異なり、伐採地域の設定に係る基準及び標準が設定されていない。さらに、これまでサラワク州政府は、伐採地域の検討又は決定の手順を原則として一般に向けて公開していない。

ライセンスの付与、保安林及び保護林の指定並びにコミュニティー林の認可は、森林法の規定により次のように定めている。

木材の伐採が可能な森林は、永久林に含まれるコミュニティー林及び人工林並びに州有林である。サラワク州が木材の生産管理のために発給するライセンス及び許可書は、保安林及び保護林に係るものは森林局長が⁸、保安林、保護林及び政府管理地以外の州有林に係るものは森林局長又は局長が特に権利を与えた森林官又は政府職員が発行する。保安林、保護林及び政府所有地以外の州有地において、ライセンスが必要な行為は次のとおりである⁹。

- 木材及び林産物の伐採、採取、集荷または移動。
- 木炭の焼却及び移動。
- 森林官が許可した目的以外の用途のための丸太の玉切及び薪炭材としない目的で伐採した木材に対する薪炭材用玉切。

ただし、ライセンス又は許可書がなくともサラワク州民であれば、森林局長が官報によって禁じた土壌浸食防止その他の公益的価値がある立木の伐採を除けば、国内のみで利用するための木材の売却、バーター取引又は非営利目的で供する林産物を保安林ではない州有地から伐採又は採取し移動できる¹⁰。

2015年森林法の規定は、原則として木材の生産ができない保安林及び保護林並びに商業的伐採ができないコミュニティー林の指定と規制について次のように定めている。

保護林及びコミュニティー林の指定又は認可は、州有地において資源計画環境大臣が行う。同大臣は、保安林又は保護林を州有林に設置できる。同大臣が保安林及び保安林を指定するときは、公報に保安林又は保護林設置予定地を記述すること及び境界、保安林又は保護林の設置予定地において特権を請求するときは告示公布日から起算して30日以内に証拠を示して請求すること並びに告示公告日から30日が経過したときは、保護林設置地域の全ての権利又は特権を廃止し、権利及び特権に係る請求に対する補償を開始するととも

⁸ 2015年森林法（法令第71号）第49条。

⁹ 2015年森林法（法令第71号）第49条及び第53条。

¹⁰ 2015年森林法（法令第71号）第65条。

に、少なくとも一つのサラワク州内で発行されている新聞に告示の写しを公表し、保安林を設置する地域の営林署事務所にそれを掲示する¹¹。

保安林及び保護林では、次の行為が原則として禁じられている¹²。

- 不法侵入。
- 畜牛の放牧又は不法侵入の容認。
- 伐採、搬出、剥皮、マーキング、枝打ち又は樹液採取及び火その他の方法による樹木及び木材の損傷。
- 過失による立木の伐採、搬出又はスキッピングによる立木の損傷。
- 採石もしくは生石灰、木炭、林産物又は鉱物の探索又は収集。
- 着火及び火の維持、持ち歩き又は放置。

コミュニティー林は、資源計画環境大臣の認可により設定する。同大臣は、住民が地域社会の大多数が大臣の認可を得た公有林の設置を要望していると認めたときに、コミュニティー林の設置を布告する。この布告の主旨は、大臣から地域社会に向けたコミュニティー林設置の提案である。布告には、森林の状況及び境界、コミュニティー林を設置する提案を行う旨の大臣の宣誓、布告が行われた後、3 か月以上の期限を設定して行う営林署宛の申立ての募集及び森林局長又は森林局職員が確認している全ての先住民コミュニティーの住民の権益の確保の実施を記す¹³。

2015 年森林法第 36 条の規定は、先住民コミュニティーは、森林局長又は森林局長が指名した森林局職員が合理的に指示する方法で、収穫の持続性を維持しながらコミュニティー林を管理する義務を定めている。森林局長又は森林局長が指名した森林局職員は、先住民コミュニティーがこの義務を達成するために、伐採その他の作業の方法及び進行を管理できる。さらに先住民コミュニティーの全ての住民は、ロイヤリティ及び手数料を支払わずに林産物の売却、交換又はコミュニティー当事者による使用ができる¹⁴。

人工造林を行うときもライセンスが必要である。人工林ライセンスは、資源計画環境大臣の承認を受けて森林局長が発行する。サラワク州では人工林を永久林の一部として位置付け、州有林又は私有林（譲渡地）に設定する。人工林ライセンスは、林道、作業道、排水路、橋、建造物その他の造林、人工林の維持又は林産物の収穫のために必要な施設の建設及びこれに付随する権利とともに与えることができる。人工造林地の設定にあたっては、先住民慣習権が請求されている州有地で先住民から人工造林の承諾が得られていない土地及び私有林（譲渡地）で土地登記者からの同意を得ていない土地は除外する¹⁵。森林法の規定では、人工林ライセンスの有効期限は森林局長が大臣の承認を得てライセンスに記載した期間と定めており¹⁶、現在は一般的に 25 年の期間で運用している。

¹¹ 2015 年森林法（法令第 71 号）第 22 条。

¹² 2015 年森林法（法令第 71 号）第 26 条。

¹³ 2015 年森林法（法令第 71 号）第 31 条。

¹⁴ 2015 年森林法（法令第 71 号）第 32 条。

¹⁵ 2015 年森林法（法令第 71 号）第 65 条第 2 項。

¹⁶ 1958 年森林法（法令第 71 号）第 65 条第 4 項。

(1) 基準 1 伐採権

基準 1 は、伐採権に係る基準で、この基準には伐採許可、環境影響調査・環境保護及び森林経営計画の計三つの標準を設定している。

サラワク州における木材伐採とは、1958 年森林法 (Cap.126) 及び 1962 年森林法の規定により伐採対象木の選定、伐倒及び搬出をいうと定められている。

木材伐採のための具体的な手順は次のとおりである。

サラワク州森林局は企業が提出した伐採地域のレイアウト、面積、伐採手順、搬出路、伐採キャンプ、土場その他の林区又は施設の概要を示した総合伐採計画 (General Harvesting Plan) 及び総合伐採計画図を審査し、問題が無ければこれを承認して伐採許可書 (Forest Timber License) を発行する。

サラワク林業公社は、詳細伐採計画 (Detail Harvesting Plan)、詳細伐採計画図及び伐採対象木一覧表を審査する。この伐採詳細計画図には、10m 間隔の等高線、河川、林班の境界及び林区番号を記入し、さらに林区別面積の一覧表及び保護・保全地域の存在その他の必要事項を記載する。林道及び作業道については、道路網又は計画道路網及び計画道路の路線長を記載する。サラワク林業公社は、これらを審査し、問題が無ければ伐採業者に林班立入許可証 (Permit to Enter Coupe) を発行する。

林班立入許可証の発行を受けた企業は、事前に森林局の承認を得た総合伐採計画及びサラワク林業公社が承認した詳細伐採計画に基づいた伐採事業を開始できる。

①伐採許可

サラワク州木材合法性確認システムでは、伐採許可の合法性確認について、次の三点を検証している。ライセンスを受給した会社又は個人は、これら三点を証明する義務を負っている。

- A. 法人又は個人により明確に限定され、認可され、境界を備えた承認済ライセンス地域に係る伐採の法的権利を証明。
この証明は、会社の登録、企業の有効な取引ライセンス又はサラワク州森林局のライセンス登録認定書の所持の確認により行われる。
- B. 承認済ライセンス地域を証明する者が法人以外であるときは、個人の土地所有権又は先住民慣習権の通知の官報の告示を確認。
- C. 法人又は個人の有効な木材ライセンス又は人工林ライセンスの所持を確認。

②環境影響評価及び環境保護

森林面積が 500ha 以上のライセンス地域を保有している企業及び官報が告示した水源涵養林内のライセンスを申請する企業は、環境影響評価調査を実施し、資源環境委員会 (Natural Resources and Environmental Board) に環境影響評価報告書の承認を申請しなければ

ならない。この環境評価調査では、1993年天然資源環境法の規定に基づき、ライセンス地域内の保護すべき環境要因を特定し、同報告書においてライセンス地域別に小川の両岸の傾斜地及び緩衝帯（バッファゾーン）の保護並びに野生生物の生息域の保護を定義する。さらに、環境影響評価報告書には、企業が策定した公衆衛生及び指定廃棄物に係る環境負荷軽減対策を記載しなければならない。

上記に該当する企業には、環境影響資源環境委員会が承認した環境影響評価報告書の所持及び同報告書に記載している各種対策の実施並びに四半期ごとの環境監視調査の実施及び同報告書の資源環境委員会への提出が義務づけられている。

環境影響評価及び環境保護についてサラワク州木材合法性確認システムでは、ライセンス取得企業の資源環境委員会承認済環境影響評価報告書及び四半期別環境監視調査報告書の所持並びに環境影響評価報告書に記載された各種の保護措置及び環境影響軽減措置の履行を確認する。

③森林経営計画

企業が行う経営及び生産活動の実行のためには、関係当局の承認が必要である。サラワク州木材合法性確認システムでは、森林経営計画に係る各種計画の承認又は認可及び計画の履行状況を確認する。

ライセンス地域で活動するために、企業は伐採ライセンス地域、伐採林区、伐採手順、その他の計画を明確にした総合伐採計画を策定し、森林局の承認を得なければならない。

総合伐採計画書に伐採ライセンス地域又は人工林ライセンス地域の地図の添付が必要なときは、その地図に記載する木材生産、森林及び野生生物保護、コミュニティ、基盤整備その他の土地利用の指標を明確にし、森林局の承認を得なければならない。

企業は、木材生産ライセンスの伐採区域で伐採活動を開始する前に、林班立入許可書を取得する必要がある。林班立入許可書はサラワク林業公社が、企業が策定した詳細生産計画又は道路計画を承認したときに発行し、この許可書がない者の林班立入は禁じられている。サラワク林業公社は、林班立入許可書を発行するにあたり、境界測量、林道及び作業道の建設、立木資源調査及び同公社職員による試験伐採を行い、適正と認められる林区を対象に9カ月間有効な林班立入許可書を発行する。

なお試験伐採は、審査対象林班において、ライセンス、林班及び林区境界の確認、林道又は軌道の建設、立木本数の確認、脆弱地の確認並びに林班内の排水路、橋、軌道、キャンプ、車庫、宿舎その他の基盤整備に用いる木材のロイヤリティの算定のために行なう。

詳細生産計画は林班単位の具体的な生産計画を策定したもので、林班を生産林班、保全林班又は保護林班に区分して策定する。林班の管理に関しては地図が必要であり、保護地区及び生産地区の林班地図は、承認済の環境影響評価報告書及び適切な地盤条件と一致しなければならない。さらに短期伐採ライセンス（Short Term License）地域の承認は、林班地図により承認する。

なお、企業が人工林ライセンス地域で造林準備のための択伐を行うときは、森林局の承

認が必要である。この承認のためには、詳細伐採計画又は道路計画¹⁷が必要で、これらについては、承認された全体生産計画に全ての生産地区及び保全地区又は保護地区が林班単位で記載されていなければならない。さらに人工林を伐採するためには、承認済の伐採計画（Tree Harvesting Plan）及び年間伐採計画（Annual Harvesting Plan）並びに林班伐採許可（Permit to Harvest Coupe）が必要である。

¹⁷ 道路計画は、全ての林道及び作業道について策定し、これらの建設は詳細伐採計画または道路計画及び設計規格に基づき行う。

(2) 基準 2 森林施業

①伐採区域・保護区域境界確定

企業は関連法令に基づき、ライセンス地域の伐採対象林区で明確に境界の特定、調査及び確定を行うとともに、河岸、緩衝地帯、急傾斜地その他の伐採が禁じられている場所があるときは、標識を設置しなければならない。伐採区域内の林班境界の設定は、短期伐採ライセンスの詳細伐採計画、道路計画又は林班地図に基づき行う。

企業は境界を確定した後、違法な開発また侵入からライセンス地域を守るためのシステムを開発し、実行しなければならない。

- 入場登録その他の方法により、コンセッションへの侵入また接近を制御するシステム。
- 不法侵入、不法伐採及び密猟に対応する保安対策及び巡視（監視計画、個人記録及び訓練記録）。
- 違法行為の特定及び当局への報告（保安記録）。

②毎木調査

企業は、承認された計画に記されている各林区の伐採対象木とその位置を特定し、伐採木の材積と数量を確定しなければならない。

企業は伐採木の材積と数量の確定作業のために、人工林ライセンス地域では 10%の抽出調査により、伐採可能木の林区別資源量を確定する。ただし、人工林で低負荷式伐採の実施を計画している地域及び森林認証の取得を目指している地域では、林区別の全数資源調査を行う。

なお、伐採木は、低負荷式伐採方式ガイドライン及び申請した伐採計画の記載と整合性がとれるよう位置と地図で特定しなければならない。

③木材生産管理

木材の生産を管理するにあたり、木材の伐採及び丸太の数量特定に係る規則を遵守しなければならない。

伐採は、林班立入許可書又は林班伐採許可書が承認した許可された伐採林区内でのみ行える。伐採するときは、緩衝地帯、急傾斜地、塩場その他の保護地区として特定されている場所は保護し、承認された詳細伐採計画又は道路計画及び環境影響評価要求事項に基づいて作業を行い、混乱が生じてはならない。保護地区の立木及び野生生物担当官が発行した承認証がない保護樹種の立木は伐採してはならない。保護樹種とは、次の表に掲げた四つの樹種である。

表 4.1.b4 保護樹種

学名	現地呼称
<i>Casuarina equisetifolia</i>	Ru laut
<i>Dipterocarpus oblongifolius</i>	Ensurai
<i>Shorea gysbertsiana</i>	Engkabang jantong
<i>Shoera splendida</i>	Engkabang bintang

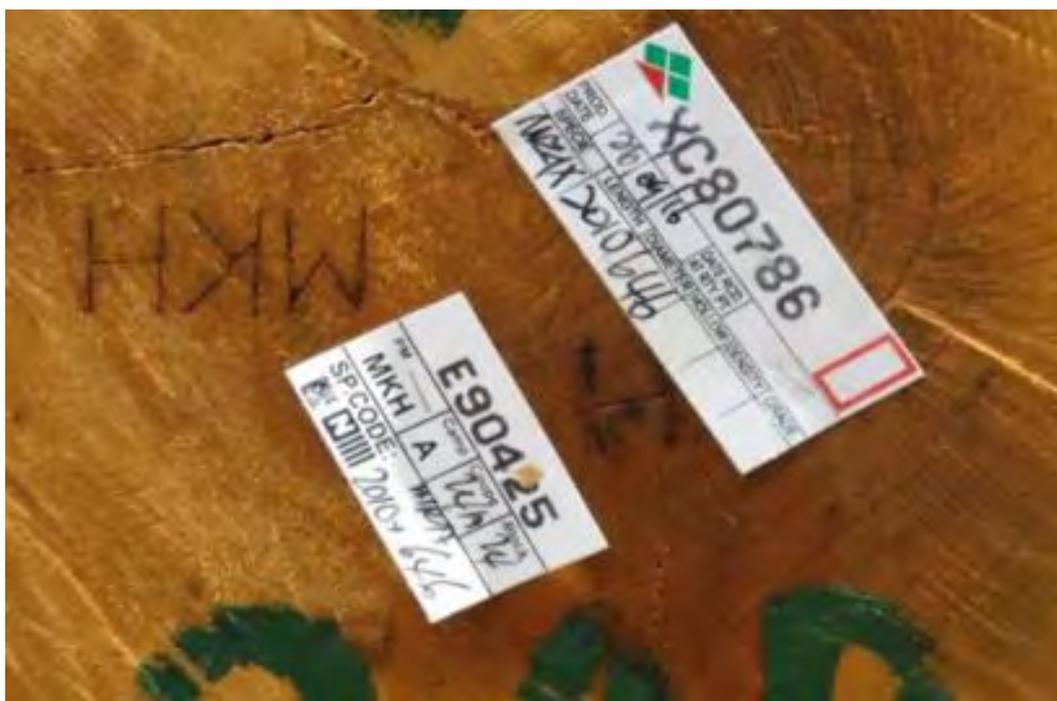
出典：サラワク州森林規則別表第 2。

低負荷伐採方式により伐採する立木は、木材伐採台帳に記録する。木材伐採台帳に記録した立木の ID は、その立木を伐採して生産した丸太を記録する丸太一覧表に記載する丸太の ID と同じでなければならない。丸太生産量は、森林局長が承認した伐採限度内とし、伐採はライセンスの条件として掲げられている最小直径制限を遵守しなくてはならない。この最小直径は森林保護官が定め、板根がある樹種については板根の上の位置で、板根がない樹種については地表面から 4 フィート 3 インチ (約 1.3m) の高さで計測した目廻りの長さにより指定する¹⁸。

企業は、生産した丸太に会社所有刻印及び丸太生産 ID タグを表示する。

丸太を生産した企業は、ライセンス地域内において、印影を森林局に登録した会社所有刻印を生産した丸太の両木口に打刻し、丸太の検量を行う。丸太の検量は、材長中央の直径を計測する「クォータガス法」によって行う。

検量終了後、企業はライセンス地域内で丸太に丸太生産 ID タグを表示する。丸太生産 ID は、丸太生産番号、会社コード (アルファベット 3 文字) キャンプ識別コード (アルファベット 1 文字)、林班番号、林区番号及び 4 文字の樹種コードで構成している。



丸太生産タグは左下の白いタグ。この会社では、丸太生産タグに丸太生産番号 (E90425)、会社コード (MKH)、キャンプコード (A)、林班番号 (24h)、林区番号 (24) 及び樹種コード (MRA) に加えて丸太の材長 (2010cm) 及び直径 (646mm) を表示している。

丸太生産タグの左上の刻印は会社所有刻印であり、丸太生産タグに表示している会社コードと同じ「MKH」の表示がなされている。

右上のタグは伐採会社の社内管理用タグで、丸太管理番号、生産年月日、樹種並びに丸太の材長及び直径を記している。

写真 4.1.b1 丸太の木口に表示された丸太生産タグと会社所有刻印

¹⁸ サラワク州森林規則第 3 条

企業はこのデータにより生産日報（Daily Production Return）を林班別に作成し、必要に応じて森林局に提出しなければならない。さらにこれらのデータは課徴金及び地方税を含む各種手数料又は税額積算のために森林局に提出する丸太荷口明細書（Log Specification Form）の作成にも用いられる。丸太荷口明細書には、ライセンス番号、林区番号、丸太生産番号、丸太の寸法及び樹種の記載が必要である。

【移動許可書と輸送許可書】

サラワク州で丸太を移動するときは、州政府の許認可が必要である。この許認可に係る代表的な書類には Removal Pass-Royalty と Removal Pass-Transit と題されたものがある。本報告書ではこれらの書類が「Removal Pass」という共通の名称を用いているので、Removal Pass-Royalty を移動許可書、Removal Pass-Transit を輸送許可書と区分して記載する。

この丸太生産 ID 番号の表示及び刻印打刻後に行った検量の結果は、個別の丸太を管理する ID としてライセンス地域から加工工場又は輸出地点まで使用する。

なお丸太管理方法として、丸太の両木口に番号を刻み込み、ペンキでその番号を着色する方法も行われている。この方法は、丸太生産 ID が登場する前から行われている丸太管理方法であるが、現在は、社内で作業件数の管理を目的に行われている。

ロイヤリティの積算作業は、ライセンス所持者が丸太生産 ID の登録をワンストップコンプライアンスセンター（One Stop Compliance Center）（以下、「OSCC」という。）のサラワク林業公社事務所に申請するときに始まる。ライセンス所持者が行う丸太生産 ID の登録申請は、丸太生産日報及びロイヤリティ計算書又はこれらの内のいずれかを要する。ライセンス所持者が丸太生産日報だけで丸太生産 ID の登録を申請するときは、丸太生産日報電子ファイル、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書が、同じくロイヤリティ計算書だけで丸太生産 ID の登録を申請するときは、ロイヤリティ計算書電子ファイル、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書の提出が必要である。

なお、ロイヤリティ計算書電子ファイルは、テキスト形式のデータ系列であり、次の情報で構成している。

- 荷口番号
- ライセンス番号
- ライセンス番号枝番（枝番号がある場合）
- キャンプコード
- 企業代表者氏名
- 林班及び林区番号
- 荷口作成年月日
- 企業名
- 伐採年月日
- 丸太詳細データ
- 丸太生産 ID 番号
- 丸太本数
- 書類枚数
- 丸太合計
- 材長合計値
- 直径合計値
- 総材積
- 欠陥部分材積
- 林班立入許可書番号
- 実質材積
- ロイヤリティ積算年月日
- 詳細概要
- 樹種コード

これらの書類を受領したサラワク林業公社は、丸太生産日報又は丸太荷口明細書のテキストファイルを目視により確認し、データが適正であれば申請者にその旨を連絡し、丸太追跡システムにデータを入力するとともに、申請者から丸太荷口明細書のソフトコピー及びハードコピー並びに OCSS 用電子ファイルを収集する。その後、サラワク林業公社はこれらのデータと丸太の現物の整合性を荷口の 10% を無作為抽出して検査し、不適正事項がなければ、丸太荷口明細書に記載されている全ての丸太の両木口に森林局の検査完了を示す森林局の刻印を打刻する。そしてサラワク林業公社担当職員は、ライセンス所持者から提出された丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書を承認する証として、これらの原本の全ての頁に署名する。サラワク林業公社は、職員が署名したこれらの書類に丸太追跡システムのロイヤリティ照会番号を記載した上でライセンス所持者に返送する。

OCSS のサラワク林業公社職員は、丸太生産報告書を隔週単位で地域事務所に提出している。この報告書には、月別生産林区更新状況、丸太生産概要書、地域事務所担当官からの所管、丸太移動許可書、丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書の報告が含まれている。

ロイヤリティの積算が完了した丸太の両木口には、ロイヤリティの納付を証明するロイヤリティ納付タグを貼付する。ロイヤリティ納付タグは、国内加工工場向けは橙色、輸出用は黄色のものを使用している。サラワク州では森林局がロイヤリティ納付額を月別にとりまとめ、後日、ライセンス所持者に請求する。

サラワク林業公社は、以上の一連の検査並びに刻印及びタグの表示を完了すると、山土場からの丸太の移動を許可する移動許可書を発行する。この移動許可書がない丸太の移動は、違法行為に該当する。

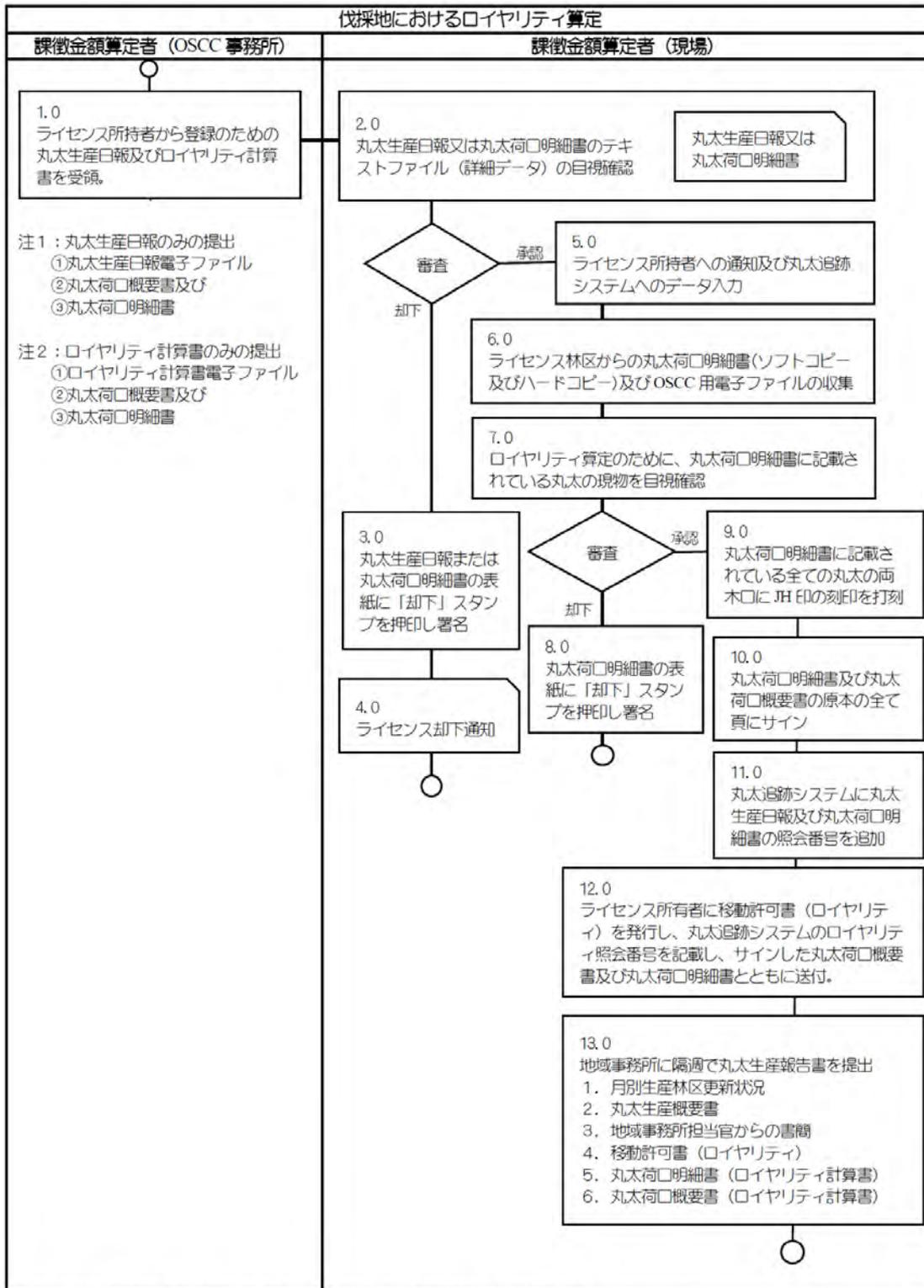


図 4.1.b2 伐採地における木材生産報告書及び課徴金積算の手順

ROYALTY
FOREST DEPARTMENT, SARAWAK

No. B 964111

REMOVAL PASS

FOR FOREST PRODUCE TAKEN UNDER LICENCE
(Issued under rule 22 of the Forest Rules)

(This form must be surrendered to the Forest Officer or Customs Officer at the destination specified below).

This pass authorizes Solo Timber Salin Bnd (name of licensee)

to remove from Felling site to camp & landing site OT8553A
sg. Ensanga L. Bnd.

by Locomotives (state mode of conveyance) the

forest produce described below, taken under Licence No. OT8553

from Muara Tangkang District (state locality), Coupe No. OT8553/16/02A
P/PE

Description of Forest Produce					
Batch No.	Specification Log Serial no.	Species	No. Of Pieces	Volume M ³	HM No.
KUNOR/016 (81-255 shls)	V0001	MILM	500	86.1567	880
	TO	F(1)			PM
	V0500				LTP

Lots Ref. No. KU/RO/016 89/00/002

C.C.
Revenue Manager,
RO, Kuching
Hardwood timber S/B,
Kuching



1-5789
arranged
Chief
Manager

SARAWAK FORESTRY CORPORATION
As Agent JOHNG GWEE

Date of issue 20.09.2016

図 4.1.b3 移動許可書 (Removal Pass-Royalty)



企業によるロイヤリティの納付並びに検量及び丸太生産 ID のデータの整合性検査が完了すると、サラワク林業公社職員が森林局の刻印を丸太の両木口に打刻する。丸太の木口に表示されている三つのタグの内、左上の小さいタグがロイヤリティ納付タグで、この丸太には輸出用を示す黄色のタグを表示している。

写真 4.1.b2 森林局職員による刻印の打刻作業



表示しているアルファベット JH は森林局 (Jabatan Hutan) の略式表記。その下の番号は刻印を打刻した職員の ID 番号。

写真 4.1.b3 森林局の刻印の表示

④丸太輸送

次の図は、丸太の流通概念図である。伐採許可を取得して伐採した丸太は、山土場に集荷して樹種の確認及び検量を行いロイヤリティの算定を行う。ライセンス所持者は山土場から丸太を移動するために、サラワク林業公社に移動許可書の申請を行う。同公社は、丸太の検量及びロイヤリティの積算を行う。ライセンス所持者からのロイヤリティの納付を確認すると、同公社は移動許可書をライセンス所持者に発行する。

移動許可書を受領したライセンス所持者は、丸太を山土場から貯木場に移動できる。この貯木場は、「森林検査ステーション (Forest Checking Station)」又は「集荷流通センター (Collection and Distribution Center)」と称されている。この貯木場は、ライセンス地域から丸太を運び出すための集荷分散拠点で、ライセンス地域から出荷する丸太の最終確認をする場所である。

なお、森林局は、2015年から課徴金の確実な徴収並びに合法性の確認、林業経営活動及び丸太管理の強化を目的として「OSCC (One Stop Compliance Center : ワンストップコンプライアンスセンター)」の設置を開始し、最終的にはライセンス地域の内外の州内 48 か所に配置する予定で作業をすすめている。OSCC では到着した丸太の 10%以上を対象に、ハーウッドティンバー社の職員が検量し、移動許可書及び丸太荷口明細書と到着した丸太の現物に整合性がとれているか確認する。サラワク林業公社職員は、その確認作業を終えると、それまで使用していた輸送許可証を回収し、丸太を納品先の木材加工工場又は積出港に輸送するための輸送許可証を発行するとともに荷口別に輸送する丸太の一覧表を作成する。トラック運転手又は丸太運搬船の船長は、これらの書類を携行して丸太を目的地まで輸送する。この丸太が納品先の木材加工工場又は輸出地点に到着すると、再びハーウッドティンバー社の社員が輸送した丸太の 10%以上について検量し、輸送許可書及び丸太荷口明細書と到着した丸太の現物に整合性がとれているか確保している。

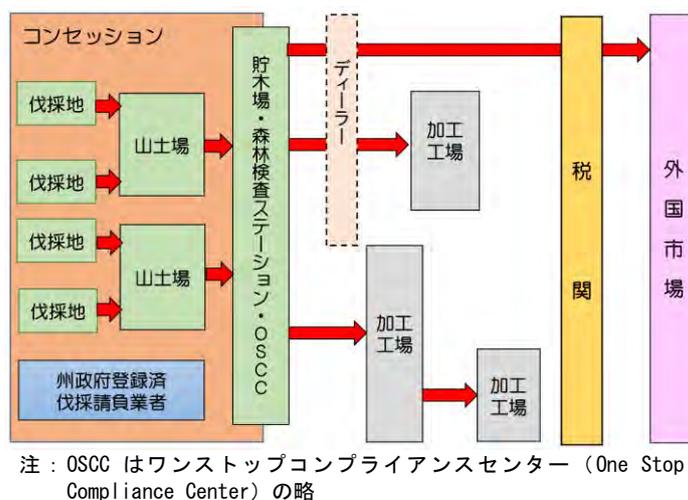


図 4.1.b4 丸太の流通概念図

A. 輸送許可書の申請と発行

ライセンス取得企業が丸太を輸送するときは、輸送する全ての丸太をサラワク林業公社に登録している事実を証明しなければならない。この証明は、同公社が発行している輸送許可書によってなされ、丸太を輸送するときは、ライセンス地域から目的地までこの書類を携行しなければならない。

F.5 (Revised /81)

TRANSIT

FOREST DEPARTMENT, SARAWAK

REMOVAL PASS

No. B 964190

FOR FOREST PRODUCE TAKEN UNDER LICENCE
(Issued under rule 22 of the Forest Rules)

(This form must be surrendered to the Forest Officer or Customs Officer at the destination specified below).

This pass authorizes Stad (name of licensee)

to remove from Camp A' Sg. Enzegei U Pond to Simrise Resources sdn.bhd.

by lorry NO: QSU 3825 (state mode of conveyance) the

forest produce described below, taken under Licence No. OT8553

from Mura Trang Land District P. Man (state locality), Coupe No. OT8553 (16/02A)

Batch No.	Specification Log Serial no	Description of Forest Produce	Species	No. Of Pieces	Vol. M ³	JH No.	R/Pass No.
K0916A07	Y0031-Y0300 (Pongel)		MHE (ii)	110	263584	880	B964111
						Exc	T/Pass No.
						KTF	B964190

Vide HT&B, EC. NO: 438229
SR. NO: 735785

THIS REMOVAL PASS (TRANSIT) MUST BE ACCOMPANIED BY
 I Removal Pass Royalty
 II Log Specification Royalty NA
 III Log Specification (Transit)

Lots Ref. No. KU/RP/2016/09/20/1008
Security No: 2016/09/1686FRO/101181

C.O.
Person In-charge,
SAPU, Kuching
Hardwood Timber S/B,
Kuching

SARAWAK FORESTRY CORPORATION

Date of issue 20.09.2016

Date of expiry 21.09.2016 RM 1

[NOTE: Logs must be accompanied by a detailed specification.]

As Agent JUHING GUBEG
Section Forest Officer

Pls refer to spec. attached for further details.

図 4.1.b5 輸送許可書 (Removal Pass-Transit)

ライセンス取得企業は、丸太を加工工場又は輸出地点に輸送する前に、森林検査ステー

FORESTS DEPARTMENT, SARAWAK
EXPORT CLEARANCE CERTIFICATE

(Section 64 (7) (a) of Forests Ordinance, 2015)

ExCC No: B 003348

To: The Master of Conveyance
M.V HO KIN

This is to certify that the timber specified below loaded on the conveyance M.V HO KIN

Voyage No: 0238

Complies with the requirements under Section 64(7) of the Forests Ordinance, 2015.

Exporter: [REDACTED]

Country of Destination: TAIWAN

Timber Licence No.	Removal Pass (Royalty) No.	Serial No.	Species	Pieces	Volume (m3)
T-3190	CO4449/108/49	A-548-543			
	CO4837/108/49	A-545-545			
T-3291	CO4448/108/49	A-3170-3170			
T-3290	CO4837/108/49	A-2834-2847			
	CO4873/108/49	A-3106-3111			
	CO4834/108/49	A-3110-3331			
	CO4835/108/49	A-3332-3351			



Issued by Harwood Timber Sdn Bhd (132584-W):

Date of issue: 09-08-2016

Date of expiry: 09-07-2016

Authorised Signatory

- Copy to: i) Sarawak Forestry Corporation (SFC)
ii) Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)

Forests Ordinance Section 64(7)

- (a) No timber shall be loaded or transmitted onto any conveyance for export or removal from Sarawak until a certificate (hereinafter referred to as "Export Clearance Certificate") has been issued by the Director or any person authorized by him certifying that the timber does not form part of the reservation quota for licensed Sawmill in Sarawak referred to in subsection 1 (b).
- (b) The master of every conveyance carrying or towing timber for export or removal from Sarawak shall not leave or attempt to leave any port until and unless he has in his possession an Export Clearance Certificate provided to him by the person exporting or removing the timber from Sarawak.

図 4.1.b7 輸出承認証 (ExCC)

輸送許可書を発行するのはサラワク林業公社である。輸送許可書は法令によって定められたサラワク州内の丸太の移動又は丸太の輸出に欠かせない書類であり、CoCを確保する観点から、輸送する全ての丸太に添付が義務づけられている。

サラワク林業公社による輸送許可書発行のための大まかな手順は、申請書受付、申請書

の審査及びハーウッド社による実地検査であり、これらの審査及び検査において問題がなければ同社は輸送許可書を発行する。

サラワク林業公社は、課徴金の確実な徴収並びに丸太の合法性及び CoC を確保するためのツールとして丸太追跡システムを運用している。同システムは、ライセンス所持者又は伐採業者による丸太生産の詳細、ロイヤリティ納付状況及び丸太の移動状況を把握するためのネットワークシステムで、伐採現場から加工工場又は輸出地点までの流通区間を管理している。丸太追跡システムは、主に移動許可書、輸送許可及び丸太荷口明細書に記載しているデータと丸太の現物の間の整合性を確保しながら運用している。同システムのデータベースへの入力を行う流通地点は、生産した丸太を集荷し、ロイヤリティを算定し、移動許可書を発行する地点である山土場（課徴金徴収所）、輸送許可書を発行する貯木場及び OSCC 並びに移動許可書を回収する加工工場及び輸出地点である。

輸送許可書の申請には、次の 4 点の書類が必要である。

- 輸送許可申請書
- 丸太荷口明細書
- 移動許可書
- 丸太荷口概要書

輸送許可申請書は、申請書の鑑であり、申請者及び申請する丸太のプロフィールを記載する書類である。

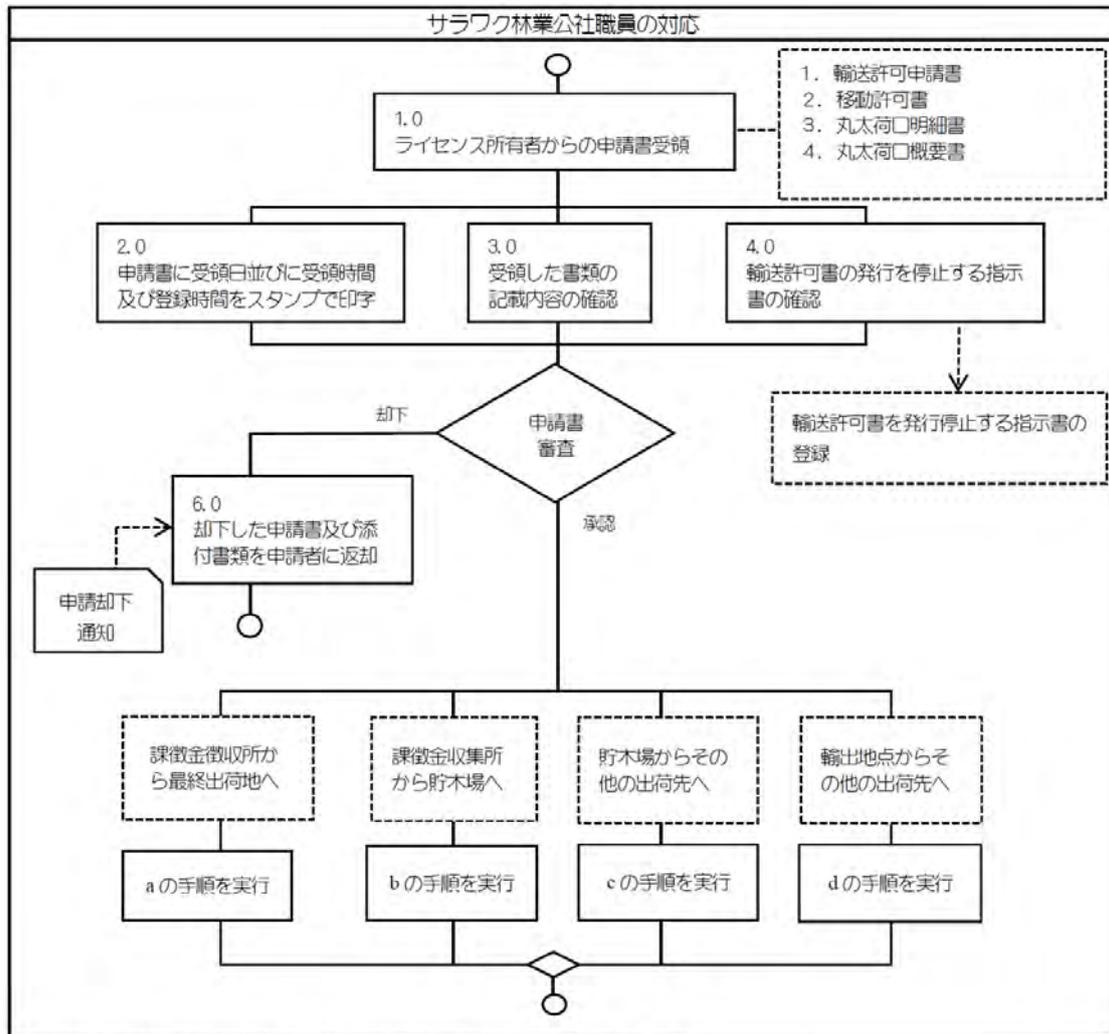
移動許可書とは前述のように、山土場から貯木場に丸太を移動するための許可書である。

丸太荷口明細書は、申請する丸太の個別別データである（伐採）林班番号、林区番号、丸太生産 ID 番号、樹種、生産番号、丸太サイズ及び材積、欠陥部サイズ及び材積並びに実質材積を記入する一覧表である。この明細書をもとにして、移動する丸太の検量その他の検査が行われる。

丸太荷口概要書とは丸太荷口明細書のサマリーであり、荷口の全体の材積その他の概要データを記入する書類である。

輸送許可書の申請書を受領したサラワク林業公社は、申請書に受付印を押し、受領した書類の記載内容を確認するとともに、申請を却下するときに備えて、輸送許可書の発行を停止する指示書を確認し、同指示書を登録する。その後、申請書の審査に入り、申請書類が承認されればより具体的な審査に入る。サラワク林業公社は、その審査手順を丸太追跡システムの利用の有無別に四つの流通経路別に八通りの手順を設定している。丸太追跡システムの利用の有無別とは、通信基盤の整備状況により丸太追跡システムへのアクセスができない場所の存在を想定して設定したと考えられる。しかし、同システムを利用する場合と利用しない場合の手順の差はわずかであるので、その違いは本文又は図の中で説明することとし、本報告書では、図 4.1.b8 の下部に示した四つの流通経路別に審査手順を報告する。これらの流通経路は次の四つである。

- 課徴金徴収所から最終出荷地まで
- 課徴金徴収所から貯木場まで
- 貯木場からその他の出荷先まで
- 輸出地点からその他の出荷先まで



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b8 輸送許可書発行手続き

Company Standard Letter Head
(Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)

Ref: _____
Date: _____
UNCONTROLLED COPY
For Reference Only
Quality, Safety, Health & Environment
SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

To: PIC(DCSC)/OIC - OSCC

Sir,

APPLICATION FOR REMOVAL PASS (TRANSIT)

I, _____ (Name), _____ (NRIC number) am please to apply for
Removal Pass (Transit) on behalf of _____ (state the Licensee/Company's name), (specify T/OT/LA/LPF licence)
number _____

covering total ofpieces of log now at _____ (Name of Logpond/Checking Station)
to _____

(Name & address of destination) _____ (Nature (raft) or Name of conveyance – Barge, tugboat)

and to depart on..... (state the date and time of departure). This consignment of logs is for the followings:

Batch Number	JH Hammer Mark	Property Mark	Royalty LOTS Ref No.	Log Serial Number		Number of pieces	Volume (m3)
				From	To		
				A0001. A0005		90	
Total							

I hereby submit herewith the followings for your reference and action, please.

- (i) _____ copies of Log Specification Form (Transit) and LSS.
- (ii) _____ original copy(ies) of Removal Pass (Royalty) Number(s) [specify the serial number(s)]

Yours faithfully,

.....
(Name and Signature Authorized Personnel and Company's Chop)

Part B: For Official Use Only

I acknowledge receipt of your application for Removal Pass Transit on _____. Please be informed that physical checking will be carried out on

(.....)
Name and Signature of PIC (DCSC)/OIC-OSCC
Forest Officer
for Chief Executive Officer
Sarawak Forestry Corporation

Acknowledge receipt by
applicant....

图 4.1.b9 輸送許可書申請書樣式

Licensee/Company Standard Letter Head
 (Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)
Log Specification Form (Transit)

UNCONTROLLED COPY
For Reference Only
 Quality, Safety, Health & Environment
 SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

SPECIFICATION HEADER

ACCOUNT NO.:

SPECIFICATION NO.:

COUPE/BLOCK NO.:

LOGGING CAMP:

FOREST TYPE:
 NO. OF LOGS IN THIS
 SPECIFICATION
 SHEET:

DATE:

TOTAL LENGTH (L):

TOTAL DIAMETER (D):

No.	Coupe No.	Block No.	Log Serial No.	Species	Production No.	DIMENSION		Gross Volume (m ³)	DEFECT DIMENSION		Defect Volume (m ³)	Nett Volume (m ³)
						(L) (m)	(D) (cm)		(L) (m)	(D) (cm)		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
Total:												

Property Mark: _____ Signature of Authorised Personnel: _____
 (Name)

FOR OFFICAL USE ONLY

Inspected By: _____ (Name) _____ (Signature) Royalty Hammer No.: _____
 Measured By: _____ (Name) _____ (Signature) Removal Pass (Transit) No.: _____
 Place of Inspection: _____ Date of Inspection: _____

图 4.1.b10 丸太荷口明細書様式

Licensee/Company Standard Letter Head
 (Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)

UNCONTROLLED COPY
 For Reference Only

Log Specification Summary (Transit)

Quality, Safety, Health & Environment
 SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

Account No. : Batch No.
 PEC No. : No. of Sheets :
 Camp Name/Code : Property Mark :
 Log Serial No. : Date :

Species	No. of Pieces	Volume (m ³)
---------	---------------	--------------------------

TOTAL:

	Length (m)	Diameter (cm)	Volume (m ³)
Total Gross:	_____	_____	_____
Total Defect:	_____	_____	_____
Total Nett:	_____	_____	_____

(Name and Signature of Authorised Personnel)

FOR OFFICIAL USE ONLY

LOTS Reference No :
 LOTS Security No :
 Verified and Validated by : Date:

图 4.1.b11 丸太荷口概要書様式

a. 課徴金徴収所から最終出荷地に出荷する場合

ここでいう課徴金徴収所とはロイヤリティの納付を行う貯木場をいい、最終出荷地とは一般的には加工工場をいう。

書類審査で承認された申請案件は、ハーウッド社による検量及び植物防疫検査のプロセスに入る。サラワク林業公社は、丸太確認通知書をハーウッドティンバー社に回付し、同書類を受領したハーウッドティンバー社は、検量及び植物防疫検査を行う。ハーウッドティンバー社は、検量結果とともに植物防疫証明書照会番号を表示したサンプリング報告書をサラワク林業公社に提出する。サラワク林業公社はその結果を審査し、適正と判断したときは、輸送許可書発行に向けた最終手続きに入る。

最終手続きの一つは、丸太追跡システムのデータ更新である。オンラインの場合、輸送を許可する丸太に係る丸太追跡システム照会番号及びセキュリティ番号を取得するためのデータ入力を行い、輸送許可書の発行及び記録を更新する。そしてこのときに、輸送許可書発行記録のログをシステムのデータベースに記録する。一方で丸太追跡システムに接続しないで輸送許可書を発行する場合は、丸太追跡システムのデータをシステムにオンラインできる場所において更新する。

b. 課徴金徴収所から別の貯木場に出荷する場合

この流通は、丸太を課徴金徴収所から別の貯木場に出荷する場合で、丸太が貯木場から他の目的地に向けて再度流通過程に入る前提での手続きを設定している。

このため、書類審査で申請を承認すると、OSCC 職員はすぐに丸太追跡システム照会番号及びセキュリティ番号を取得するためのデータを入力し、荷口別の輸送許可書を発行する。

丸太が課徴金徴収所に入荷すると、OSCC 又はカスタマーセンターは、丸太確認通知書をハーウッドティンバー社に回付し、同書類を受領したハーウッドティンバー社は、検量及び植物防疫検査を行う。ハーウッドティンバー社は、検量結果とともに植物防疫証明書照会番号を表示したサンプリング報告書をサラワク林業公社に提出する。サラワク林業公社はその結果を審査し、適正と判断したときは、輸送許可書発行に向けた最終手続きに入る。

最終手続きとして行われるのは、丸太追跡システムのデータ更新である。オンラインの場合、輸送を許可する丸太に係る丸太追跡システム照会番号及びセキュリティ番号を取得するためのデータ入力を行い、輸送許可書の発行及び記録を更新する。そしてこのときに、輸送許可書に記載されている丸太の記録をシステムのデータベースに入力する。一方で丸太追跡システムに接続しないで輸送許可書を発行する場合は、丸太追跡システムのデータをシステムにオンラインできる場所において更新する。

c. 貯木場からその他の出荷先に出荷する場合

貯木場からその他の出荷先に出荷する場合の輸送許可書の手順は、サラワク林業公社の手順書では別建てのフローチャートによって示されているが、a 項の課徴金徴収所か

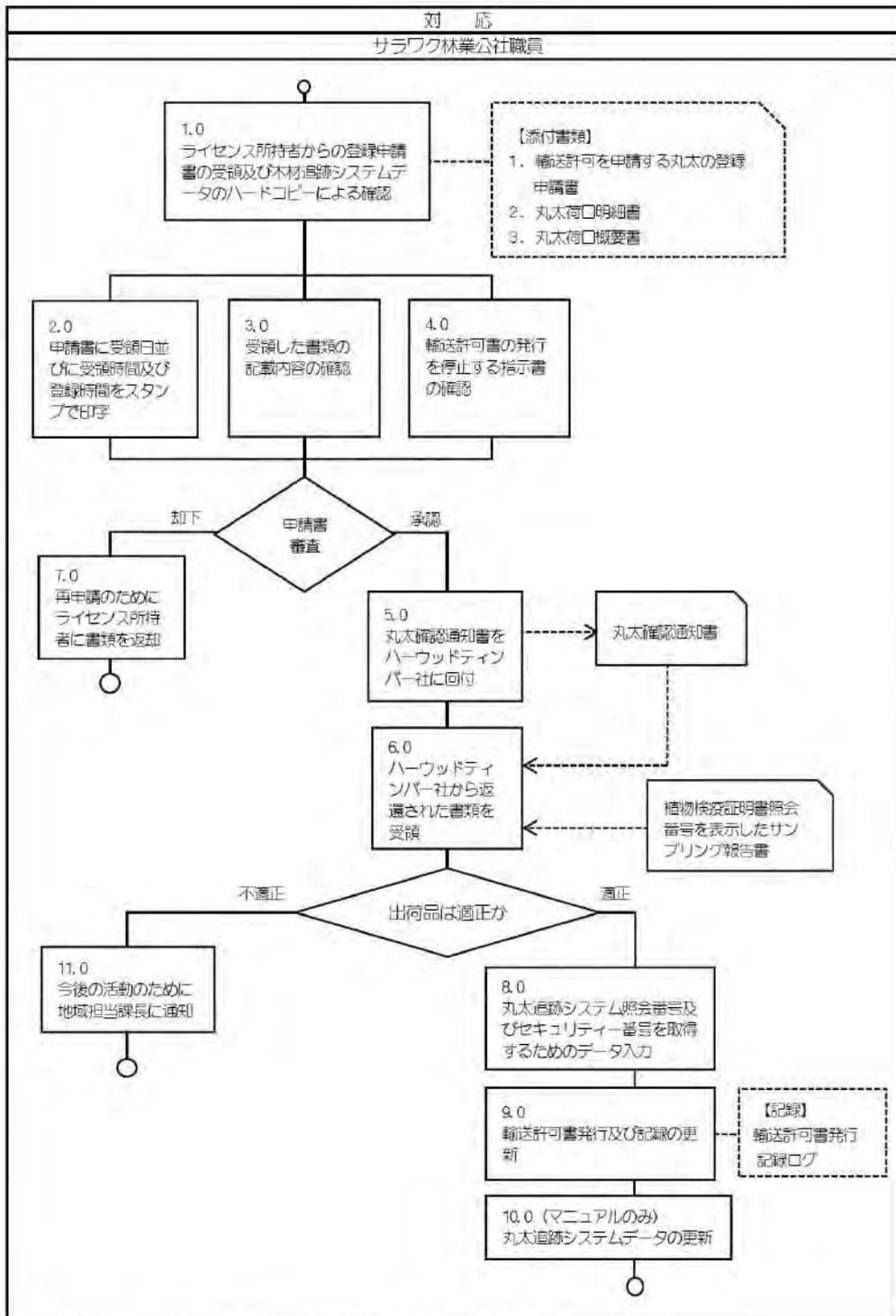
ら最終出荷地に出荷する場合のものと全く同じである。解説及びフローチャートは a 項を参照願いたい。

d. 輸出地点からその他の出荷先に出荷する場合

輸出地点からその他の出荷先に出荷する場合の輸送許可書の申請は、地域のカスタマーセンターからサラワク林業公社に対して行われる。

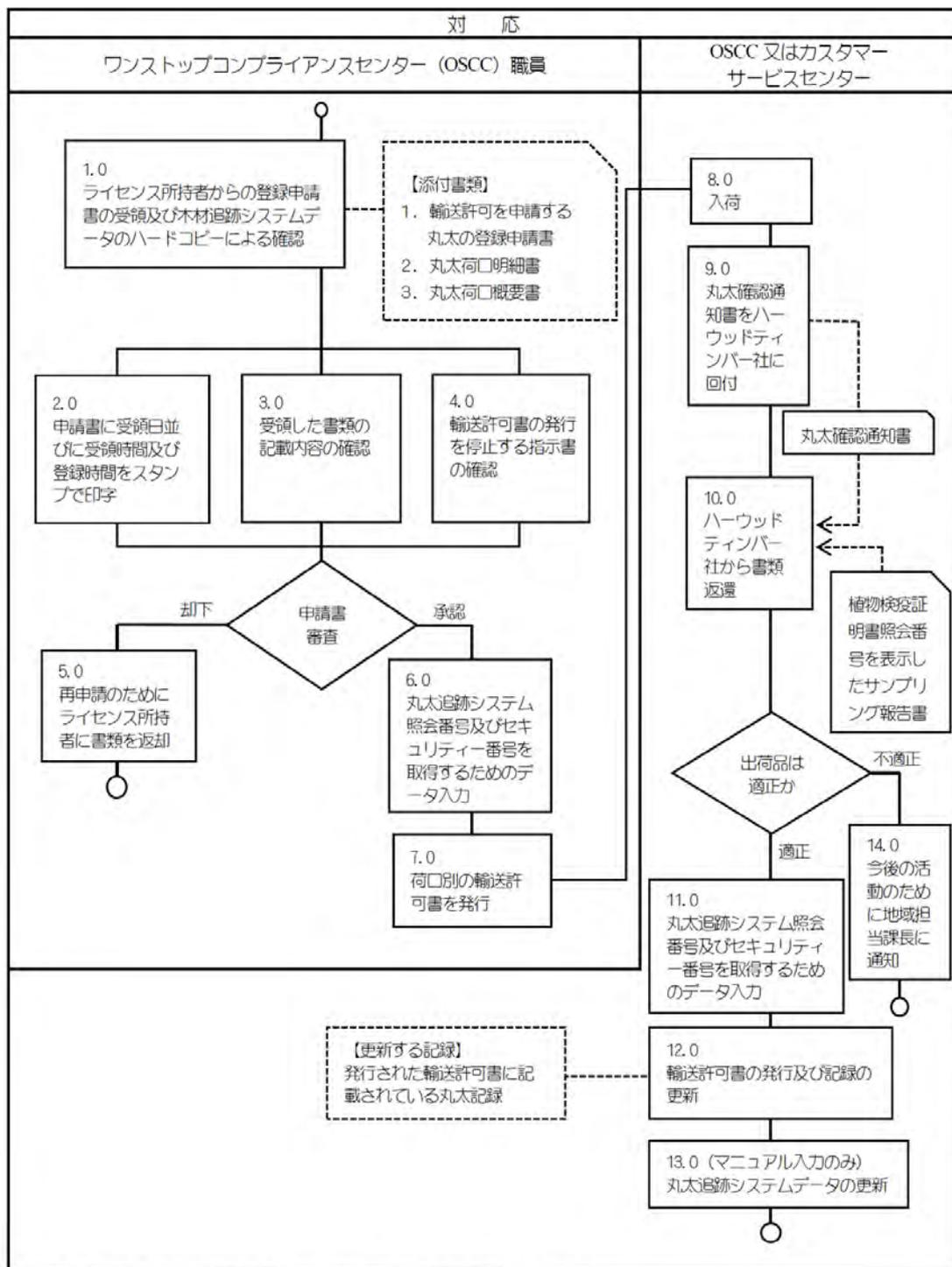
申請書を受け取ったサラワク林業公社は、輸送許可書のチェックリストに基づき、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書の確認並びに輸送許可別輸出用水面貯木場丸太出荷申請書及び輸出用水面貯木場丸太入出荷申請書により丸太在庫量を確認し、申請書の審査を行う。

サラワク林業公社は、書類審査で適正と判断した申請案件については、丸太確認通知書をハーウッドティンバー社に回付し、同社は丸太の抽出検査報告書とともに輸出許可書を同公社に提出する。同公社は、ハーウッドティンバー社から提出された報告書及び輸出許可書の内容を審査し、適正と判断したときは、丸太追跡システム照会番号及びセキュリティ番号を取得するためのデータ入力を行う。ここまでの処理が終わると、地域カスタマーサービスセンターが輸送許可書を発行し、図 4.1.b14 下部に記載した記録の更新及び入力を行う。



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b12 課徴金徴収所から最終出荷地に出荷する場合の輸送許可書発行手続き



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b13 課徴金徴収所から貯木場に出荷する場合の輸送許可書発行手続き

B.一般的な丸太データ管理

前項のように丸太の輸送に際しては、課徴金徴収所、貯木場その他の丸太の検査場所でサラワク林業公社が書類と現物の整合性検査を行う。サラワク林業公社は、丸太の管理をするにあたり、サラワク州森林局が開発した丸太追跡システムのネットワークシステムを活用している。サラワク林業公社が輸送を認めるのは、丸太追跡システムに登録された丸太だけであり、同システムにより丸太の毎木管理を行っている。

丸太追跡システムで丸太を管理するにあたり、データベースに入力する丸太のデータは、次の4点の書類によってライセンス取得者からもたらされる。

- 入荷登録台帳
- 丸太荷口明細書
- 輸送許可書
- 丸太荷口概要書

【入荷登録台帳】

入荷登録台帳とは、課徴金徴収所又は検査場所に入荷した丸太荷口の管理台帳をいう。この台帳の内容は丸太の荷口別一覧表で、ライセンス所持者はこの一覧表に次のデータを記載して、サラワク林業公社に提出する。

- 入荷荷口番号（輸出地点用）
- 入荷日時
- ライセンス番号
- ライセンス所持者指名代表ライセンス所持者の氏名及び署名（輸出丸太用）
- 輸送許可番号

サラワク州林業公社担当職員は、ライセンス所持者が上記項目を記入して提出した入荷登録台帳の公社使用欄の丸太確認通知書の承認を示す署名と年月日及び丸太追跡システムの参照番号を加える。

これらに加えて同書類の林業公社使用欄には、次の事項を記載する。

- 検査員の氏名及び署名
- 丸太計測員の氏名及び署名
- ロイヤリティ納付済刻印番号
- 輸送許可書番号
- 検査場所
- 検査年月日

【輸送許可書】

ライセンス所持者は、サラワク林業公社の丸太の検査場所に丸太を運び入れるときに、それまで使用してきた輸送許可書を提出する。

輸送許可書の記載事例は、図 4.1.b5 のとおりである。輸送許可書には、次のデータが記載されている。

- ライセンス所持者氏名
- 移動区間（出荷場所及び納品場所）
- 輸送に使用する車両番号（トレーラーのナンバープレート番号）
- 荷口番号
- 丸太シリアル番号
- 樹種コード
- 本数
- 材積
- 森林局承認番号及び移動許可書番号
- 伐採ライセンス所持企業登録コード
- 輸送許可番号
- 丸太追跡システム照会番号
- 丸太追跡システムセキュリティコード
- 発行日
- 有効期限

【丸太荷口明細書】

丸太荷口明細書（Log Specification Form（Transit））は、丸太を毎木管理する書類である。この書類は後述の丸太荷口概要書（Log Specification Summary（Transit））と組にして運用している。

ライセンス所持者が丸太荷口明細書に記載するデータの種類の種類は、次の通りである。

- 林班番号
- 林区番号
- 丸太シリアル番号
- 樹種
- 生産番号
- 材長及び直径
- 材積
- 欠陥部分の長さ及び直径
- 欠陥材積
- 実質材積
- 企業コード
- 代表者署名及び氏名

サラワク州林業公社は、この書類の同公社使用欄に次の種類のデータを記入する。

- 検査員氏名及び署名
- 丸太計測員の氏名及び署名
- 検査場所名
- ロイヤリティ納付済刻印番号
- 輸送許可書番号
- 検査年月日

【丸太荷口概要書】

丸太荷口概要書（Log Specification Summary（Transit））は、丸太荷口明細書の内容を集約した書類である。

ライセンス所持者が丸太荷口概要書に記載するデータの種類の種類は、次の通りである。

- アカウント番号
- 林区番号
- 林班番号
- 書類通し番号
- 丸太荷口明細書に記載している丸太の検量結果の数値を集計した総計・欠陥部・実質材積別材長合計値、直径合計値、材積合計値
- キャンプ名又はキャンプコード
- 企業コード
- 丸太シリアル番号
- 年月日

サラワク州林業公社は、この書類の同公社使用欄に次の種類のデータを記入する。

- 丸太追跡システム照会番号
- 丸太追跡システムセキュリティコード
- 確認及び書類発効担当職員氏名
- 年月日

Licensee/Company Standard Letter Head
 (Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)
Log Specification Form (Transit)

SPECIFICATION HEADER

ACCOUNT NO.:

COUPE/BLOCK NO.:

FOREST TYPE:

NO. OF LOGS IN THIS
SPECIFICATION

SHEET:

UNCONTROLLED COPY
 For Reference Only
 Quality, Safety, Health & Environment
 SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

SPECIFICATION NO.:

LOGGING CAMP:

DATE:

TOTAL LENGTH (L):

TOTAL DIAMETER (D):

No.	Coupe No.	Block No.	Log Serial No.	Species	Production No.	DIMENSION		Gross Volume (m ³)	DEFECT DIMENSION		Defect Volume (m ³)	Nett Volume (m ³)
						(L) (m)	(D) (cm)		(L) (m)	(D) (cm)		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
Total:												

Property Mark: _____ Signature of Authorised Personnel: _____
 (Name)

FOR OFFICAL USE ONLY

Inspected By: _____ (Name) _____ (Signature) Royalty Hammer No.: _____
 Measured By: _____ (Name) _____ (Signature) Removal Pass (Transit) No.: _____
 Place of Inspection: _____ Date of Inspection: _____

図 4.1.b16 丸太荷口明細書の様式

Licensee/Company Standard Letter Head
(Company Name, Address, Telephone & Fax Numbers)
Log Specification Summary (Transit)

Account No. :	Batch No. :
PEC No. :	No. of Sheets :
Camp Name/Code :	Property Mark :
Log Serial No. :	Date :

UNCONTROLLED COPY

For Reference Only

Quality, Safety, Health & Environment
SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

Species	No. of Pieces	Volume (m ³)

TOTAL:

	Length (m)	Diameter (cm)	Volume (m ³)
Total Gross:	_____	_____	_____
Total Defect:	_____	_____	_____
Total Nett:	_____	_____	_____

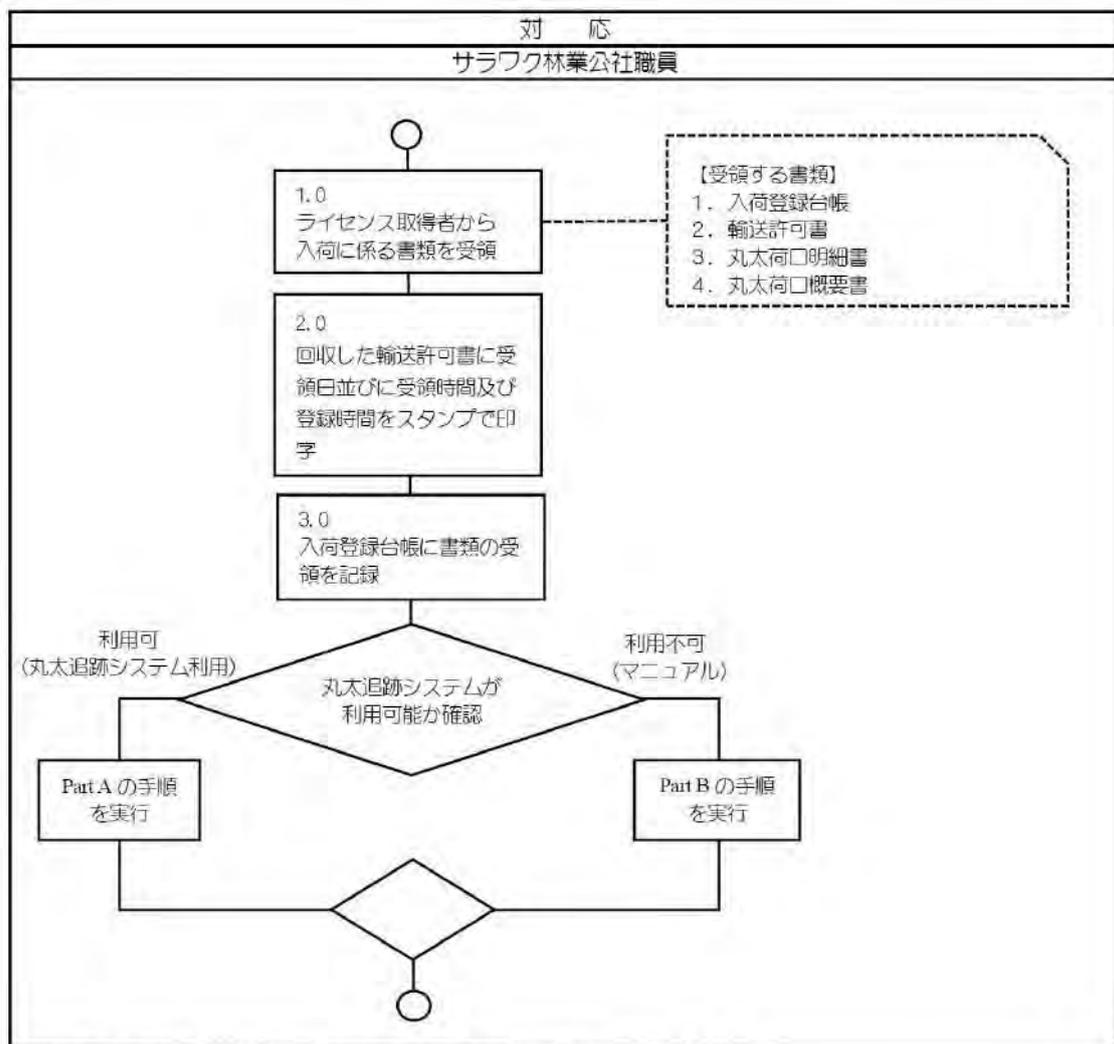
(Name and Signature of Authorised Personnel)

FOR OFFICIAL USE ONLY

LOTS Reference No :	_____
LOTS Security No :	_____
Verified and Validated by :	Date: _____

図 4.1.b17 丸太荷口概要書の様式

サラワク林業公社職員は、ライセンス所持者から入荷登録台帳、輸送許可書、丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書を受領する。この内、輸送許可書にはスタンプで受領日、受領時間及び登録時間を表示して同許可書を失効させるとともに、輸送許可書による輸送実績の証拠書類として保管する。さらに入荷登録台帳にこれら書類の受領を記録する。



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b18 サラワク林業公社の入荷丸太データ管理手順

サラワク林業公社は、丸太輸送許可書の確認作業のためにチェックリストを使用している。チェックリストを用いて確認する内容は次の8点である。

- 水面貯木場、貯木場又は輸出地点を含む森林検査ステーションの名称
- 目的地（登録された工場、水面貯木場、流通拠点又は貯木場の名称及び所在地）
- 輸送手段（タグボート、バージ又はトレーラー等）
- 丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書の添付
- （入荷時）輸送許可書に記載している林産物と丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書の整合性
- （入荷時）輸送許可書の有効性
- （出荷時）丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書と丸太輸送申請の整合性
- （積残し丸太¹⁹）積残し証明書又は通知書

¹⁹ Shut Out Logs

REMOVAL PASS (TRANSIT) CHECKLISTS

SARAWAK FORESTRY

PART A (To be filled by SFC staff)

Please Tick (✓) in the appropriate box

Incoming Logs to Logpond* / Mill */Shut out logs*

Outgoing Logs for Export */Local Destination *

Name of licensee: _____

Licence No: _____

UNCONTROLLED COPY
For Reference Only

Quality, Safety, Health & Environment
SARAWAK FORESTRY Corporation Sdn. Bhd.

PART B (To be filled by SFC Staff)

Please Tick (✓) in the appropriate box

	Yes	No
1. Name of Logpond/CDC/Forest Checking Station (Export Point)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2. Destination (name and address of registered mill/Logpond/Transit Point/FCS)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3. Name of conveyance (e.g. tugboat & barge/ lorry)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4. Log Specification Form (LSF) and Log specification Summary (LSS) are attached	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5. Are the descriptions of Forest Produce in TRP in accordance with the LSF & LSS? <i>(for incoming only)</i>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6. Valid Transit Removal Pass <i>(for incoming only)</i>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7. Are the logs applied for removal in accordance with the LSF & LSS? <i>(for outgoing only)</i>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8. Shut Out certificate or letter of notification <i>(for shut out logs)</i>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Comments:

Checked by:

Name: _____

Signature: _____

Date/Time: _____ / _____

PART C (to be filled in by OIC-FCS)

Received and verify by:

Name: _____

Signature: _____

Date/Time: _____ / _____

Note: * Delete whichever is not applicable.

図 4.1.b19 輸送許可書チェックリスト

サラワク林業公社は、その後の書類のデータ確認及び丸太追跡システムのデータベースへのデータ入力手順については、データベースへのアクセスが可能な場所でデータベースにアクセスして行うものと、アクセスができない場所においてマニュアルで処理し、その後データベースにアクセスしてデータを入力するものに区分して定めている。

a.丸太追跡システムにアクセスできる場所での手順

丸太追跡システムにアクセスできる事務所で書類審査を行ったサラワク林業公社職員は、入荷台帳に書類の受領を記録した後、入荷データを同システムのデータベースに入力する。

審査の対象となる書類は、前掲のライセンス所持者がサラワク林業公社に提出した書類4点と輸送許可書及びこれらの書類を確認するために同公社職員が作成した輸送許可書チェックリストの5点である。書類審査は、輸送許可書の有効性、輸送許可書に記載されている丸太追跡システムの照会番号及びセキュリティ番号並びに輸送許可書と丸太の整合性である。書類の承認がなされると、丸太追跡システムの照会番号及びセキュリティ番号の有効性の確認がなされ、これらの有効性を確認した後、丸太追跡システムを使用してデータの記録を行う。

サラワク林業公社の丸太追跡システム担当職員は、サラワク林業公社がハーウッド社に丸太の確認検査の実施を依頼する書状である丸太確認通知書 (Log Verification Certification) をハーウッド社に回付し、データの更新を行う。

丸太の目的地がコンセッション内の工場である場合、サラワク林業公社は森林局から関係書類を入手する。一方で目的地が地域カスタマーセンター、輸出地点、コンセッション外の工場又は地域事務所である丸太について、ハーウッドティンバー社に依頼した丸太の確認検査の報告書の内容により入荷した丸太の適正を審査する。

その結果、適正であると判断する丸太については、丸太追跡システムデータベースで入荷を承認し、書類のファイリングを行う。データの更新の対象となるのは、輸出用丸太に係る輸送許可別輸送用水面貯木丸太出荷申請書及び輸出用水面貯木丸太入出荷申請書並びに輸出用水面貯木丸太入荷記録である。



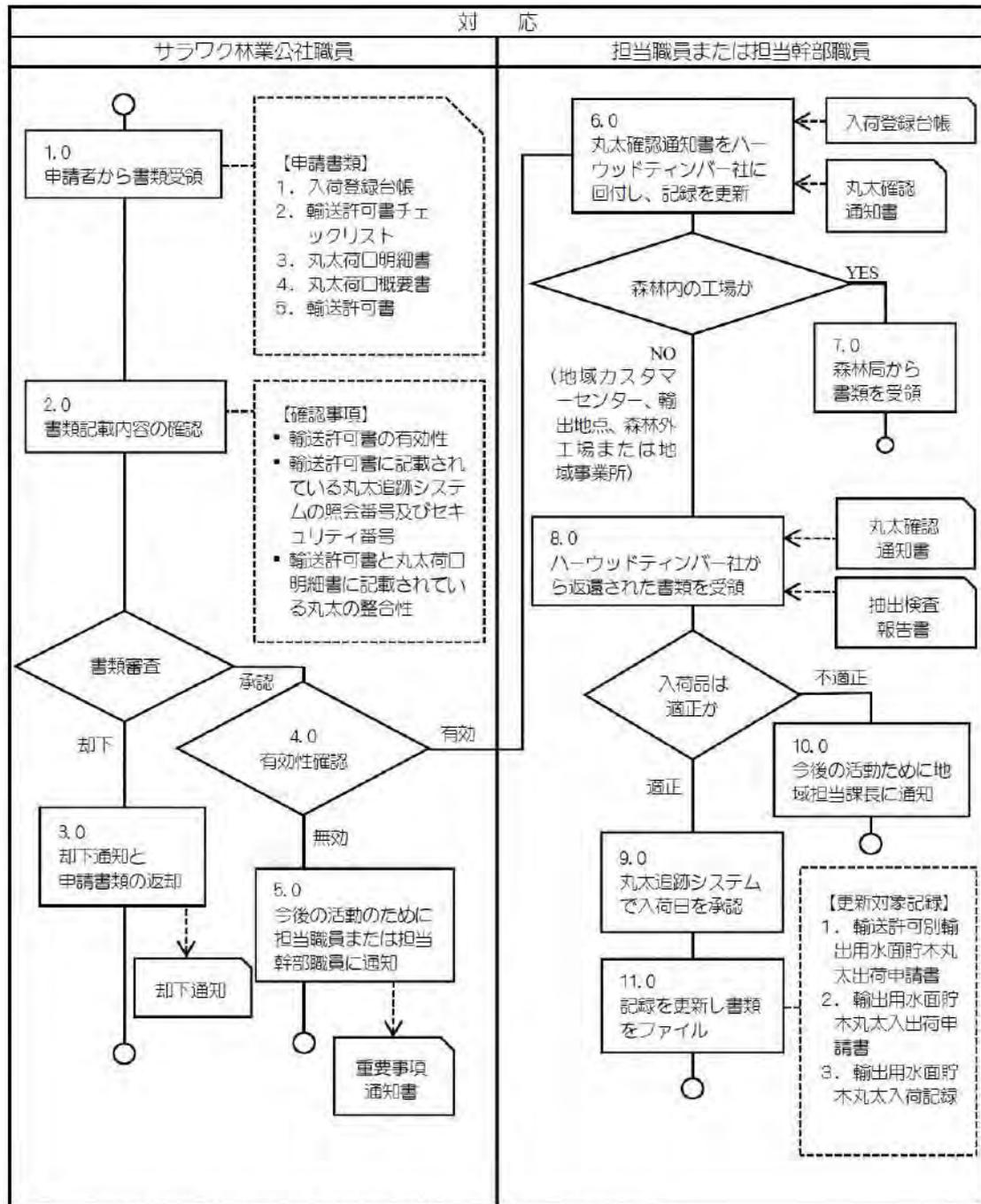
OSCC 事務所には、サラワク林業公社の職員とハーウッド社の社員が待機している。

写真 4.1.b4 OSCC 事務所



ハーウッドティンバー社の社員が丸太を検量し、検量した丸太と丸太荷口明細書その他の添付書類のデータとの整合性を確認する。

写真 4.1.b5 丸太の検査



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b20 サラワク林業公社の入荷丸太データ管理手順 (Part A)

b.丸太追跡システムにアクセスできない場所での手順

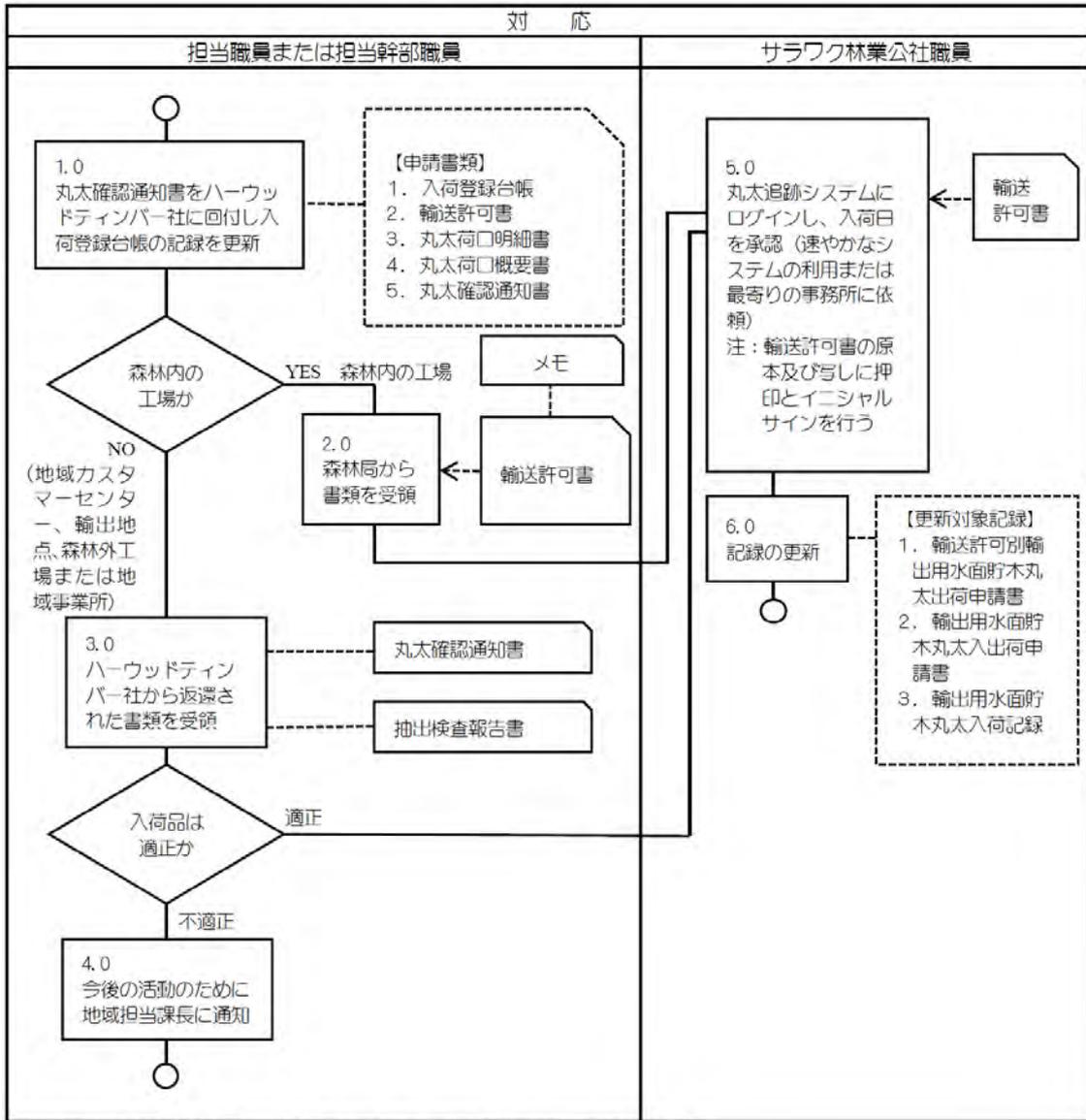
丸太追跡システムにアクセスできない場所での入荷記録の確保は、現地で書類確認及び丸太の検査を行った後に、サラワク林業公社の職員が速やかに丸太追跡システムにアクセスできる場所へ移動してデータの更新を行うか、最寄りの同公社事務所にデータ更新作業を依頼して行う。

サラワク林業公社職員は、丸太確認通知書をハーウッドティンバー社に回付し、入荷登録台帳の記録を更新する。

丸太の目的地がコンセッション内の工場である場合は、サラワク林業公社が森林局から関係書類を入手し、丸太追跡システムのデータベースのデータ更新作業に入る。一方で目的地が地域カスタマーセンター、輸出地点、コンセッション外の工場又は地域事務所である丸太については、ハーウッドティンバー社に依頼した丸太の確認検査の報告書の内容により入荷した丸太の適正を審査し、適正であると判断する荷口については、丸太追跡システムのデータベースのデータを更新する。

なお、丸太追跡システムにアクセスできない場所での入荷記録の確保を行うにあたっては、輸送許可書の原本及び写しに、サラワク林業公社印の押印及び担当者のイニシャルサインを行う。

データの更新の対象となるのは、輸出用丸太に係る輸送許可別輸出用水面貯木丸太出荷申請書及び輸出用水面貯木丸太入出荷申請書並びに輸出用水面貯木丸太入荷記録である。



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b21 サラワク林業公社の入荷丸太データ管理手順（Part B）

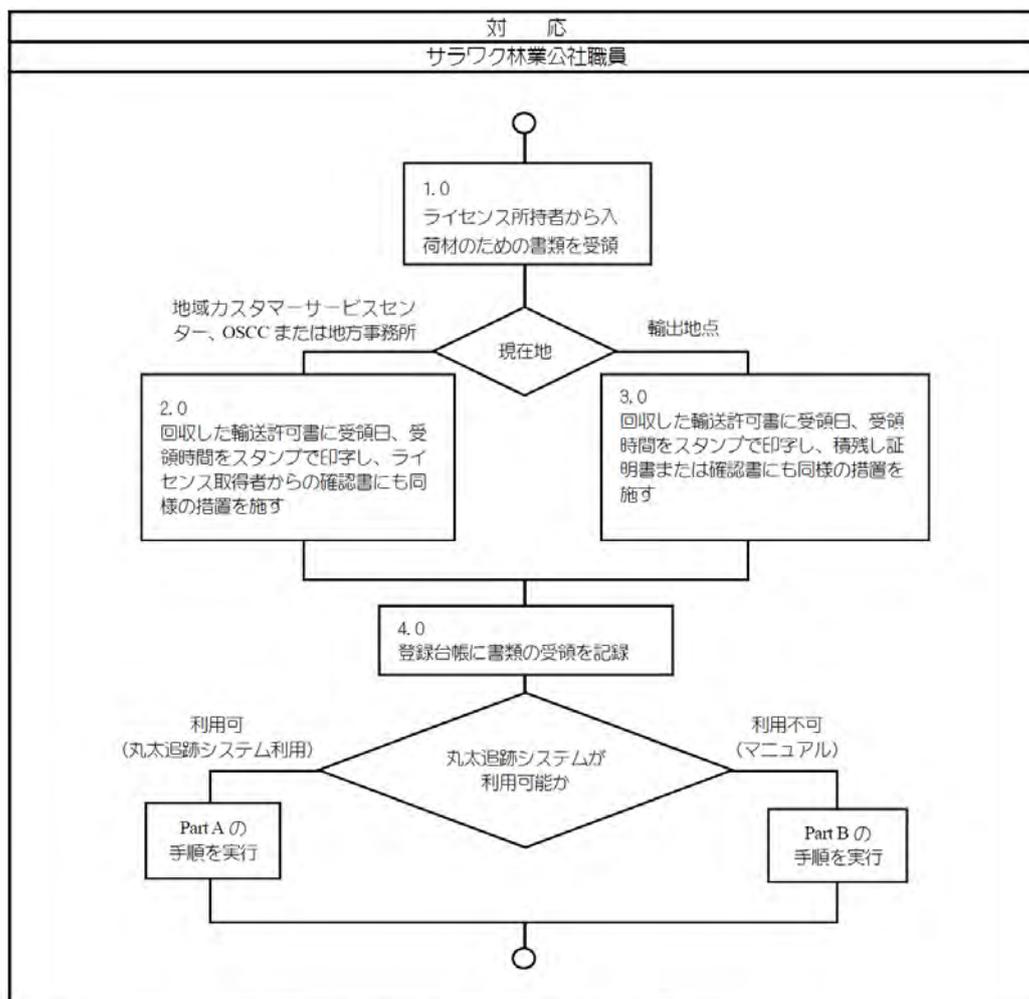
C.積残し丸太データの取扱い

輸送手段の積載容量の関係で、一つの荷口の丸太を同じ船舶、バージ、トレーラーその他の輸送ツールに積載できないために積残しが発生するときがある。その場合、サラワク林業公社の検査場所には、同一荷口の丸太が複数回に分かれて到着する。

積残しが発生したときにライセンス所持者は、通常の輸送に必要な書類に加えて、地域カスタマーサービスセンター、OSCC 又は地方事務所が検査場所であるときは積残し確認書を、輸出地点が検査場所であるときは積残し証明書を丸太とともに検査場所に届ける。

積残しが生じたときにライセンス所持者がサラワク林業公社に届ける書類は、次の5点である。

- 申請書
- 輸送許可書
- 積残し証明書（輸出用）又は丸太確認通知書
- 丸太荷口明細書
- 丸太荷口概要書



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b22 サラワク林業公社の積残し丸太のデータ管理手順

これらの書類を受領したサラワク林業公社は、登録台帳に書類の受領を記録する。サラワク林業公社は、その後の書類のデータ確認及び丸太追跡システムのデータベースへのデータ入力手順については、一般材と同様に積残し丸太についてもデータベースへのアクセスが可能な場所でデータベースにアクセスしながらするものと、アクセスができない場所においてマニュアルで処理しその後データベースにアクセスしてデータを入力するものに区分して定めている。

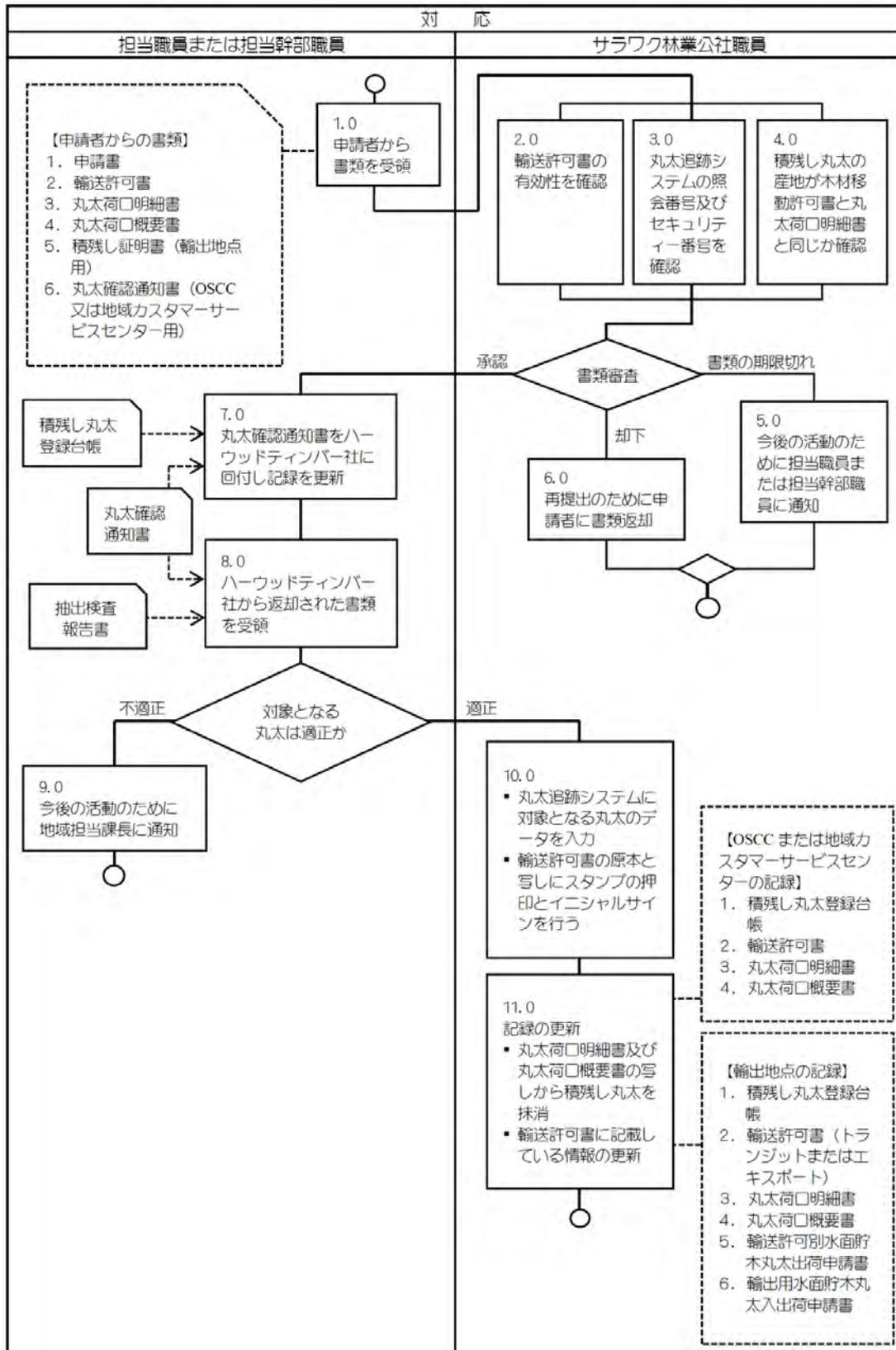
a.丸太追跡システムにアクセスできる場所での手順

丸太追跡システムにアクセスできる事務所で登録台帳に書類の受領を記録したサラワク林業公社職員は、輸送許可書が有効であること、丸太追跡システムの照会番号及びセキュリティ番号並びに積残し丸太の産地が木材移動許可書と丸太荷口明細書と同一であることを確認した上で、ライセンス所持者が提出した書類の審査を行い適正であればこれらを承認する。

書類の承認を終えた荷口については、サラワク林業公社がハーウッドティンバー社に丸太確認通知書を回付し、積残し丸太台帳の記録を更新する。そしてハーウッドティンバー社は、抽出検査を行って書類と荷口の整合性を確認し、その結果をサラワク林業公社に報告する。サラワク林業公社は、対象となる丸太が適正であると判断したときは、丸太追跡システムに対象となる丸太のデータを入力するとともに、輸送許可書の原本と写しにスタンプを押し、イニシャルサインを行う。データベースの記録更新は、輸出地点以外の場所では、積残し丸太登録台帳、輸送許可書、丸太荷口明細書及び丸太荷口概要書を対象に、輸出地点では積残し丸太登録台帳、輸送許可書（トランジット又はエクスポート）、丸太荷口明細書、丸太荷口概要書、輸送許可別水面貯木丸太出荷申請書及び輸出用水面貯木丸太入出荷申請書を対象に行う。

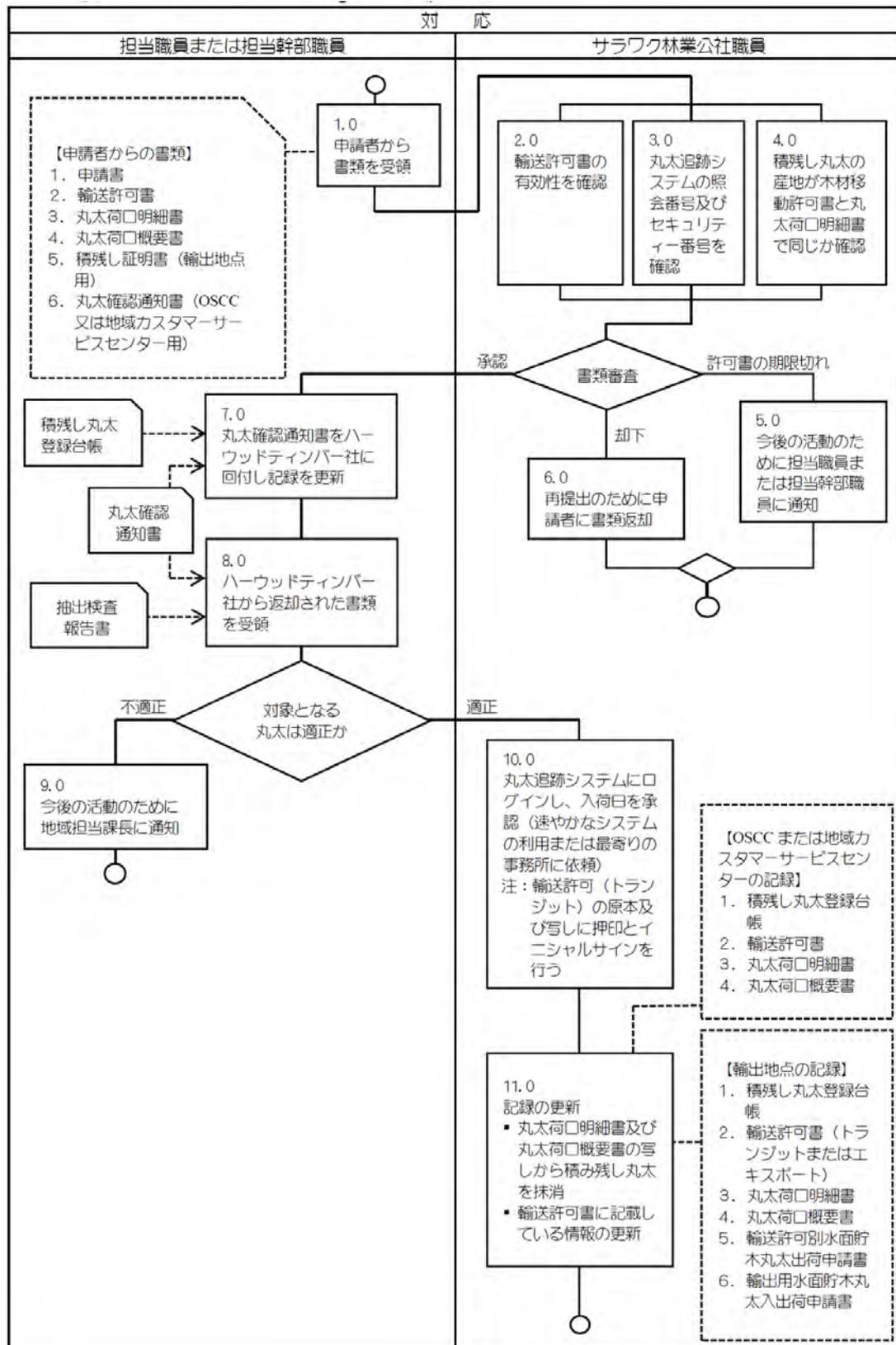
b.丸太追跡システムにアクセスできない場所での手順

丸太追跡システムにアクセスできない場所での積残し丸太記録を確保する手順は、丸太追跡システムにアクセスできる場所での手順とほぼ同じである。両者の違いは、図 4.1.b24 に示した 10.0 のコラムの手順の丸太追跡システムへのアクセス及び入力の方法だけである。丸太追跡システムにアクセスできる場所では、サラワク林業公社の職員がその場でデータベースにアクセスしてデータを入力するが、丸太追跡システムにアクセスできない場所では、同公社の職員がデータベースにアクセスできる場所に移動するか、最寄りのサラワク林業公社事務所にデータの入力を依頼する。



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b23 サラワク林業公社の積残し丸太のデータ管理手順（Part A）



資料：サラワク林業公社持続可能森林コンプライアンス部業務資料、2016年3月版

図 4.1.b24 サラワク林業公社の積残し丸太のデータ管理手順（Part B）

⑤ 労働安全衛生

サラワク州では、ライセンス取得者のみならずライセンス取得者から作業を請け負う全ての請負業者並びにライセンス所有者及び請負業者が雇用する労働者を森林局に登録しなければならない。さらに森林局職員及び警察官は、これらの登録に関し随時検査を実施できる²⁰。

企業は、労働者が行う業務に係る法令が定めた研修の受講を保証するとともに、労働者が業務を行うにあたり、法令が要求する十分な安全及び衛生並びに保険を提供する。コンセッション内のキャンプの労働者に、宿泊施設を提供するのも企業の義務である。

労働者の安全及び衛生のために、企業は全ての労働者に伝達できる安全衛生指針を設定するとともに、労働者の安全管理に係る管理簿を整備して職業安全衛生省検査官から命令を受けたときにいつでも提示できるように備えている。さらに企業は、全ての労働者に職務権限、安全及び保護設備に係る十分な研修の受講を保証し、労働者の研修記録を保管しなければならない。

現場作業用の最適な保護服及び安全装置の提供並びに火災その他の事故を防止する十分な措置も企業の義務である。伐採会社は労働者にヘルメット、安全靴その他の身体を防護する装備を提供し、これらの着用を命じている。

なお企業には、労働災害が生じたときは職業安全衛生省²¹に、雇用に係るクレームが発生したときは社会保険機構²²及び労働省に報告する義務が課せられている。

雇用については、サラワク移民局の有効な労働許可書を所持する外国人及びサラワク州民以外の労働者を含む全ての労働者の法令が定める権利を保証するとともに、全ての労働者の保険料又は積立金及びマレーシア人労働者に係る社会保険機構の労働災害保険料を支払わなくてはならない。

²⁰ 2015年森林法第49条。

²¹ Department of Occupational Safety & Health (DOSH)

²² Social Security Organization (SOCSO)

(3) 基準3 法定課徴金

伐採ライセンスにより丸太を生産した企業は、ライセンス契約条件として掲げられているロイヤリティ、プレミアム、セス (Cess) 及び手数料を州政府に支払わなくてはならない。

ロイヤリティは、永久林又は私有林 (譲渡地) で林産物を生産したときに課す税金で、徴収したロイヤリティは州の一般歳入となる²³。

プレミアムはロイヤリティの追加手数料であり大臣が承認した林産物に課される。徴収したプレミアムの内、一般材から徴収したものは、州の一般歳入科目の中の州総合基金の費目に勘定し、大臣の直接承認により先住民のために活用される²⁴。

セス (Cess) は、大臣が承認した林産物に課せられ、州の総合基金及び州の一般歳入科目に繰り入れる²⁵。セスから得た税金は、森林の保全及び復旧費用として活用されている。

手数料とは、ライセンスを基に生産した林産物に課され、料率により徴収する。手数料にはライセンスの発行手数料及び更新手数料が含まれる²⁶。

さらに企業は、必要に応じて伐採ライセンス又は人工林ライセンスに適用可能な全てのライセンス手数料又は借地料を支払わなくてはならない。

企業はロイヤリティ支払いを証明するために、移動許可書及び納付受領書の写しを保管する。

ライセンス所持者への課徴金の請求は、月単位で行われている。荷口単位のロイヤリティの積算手順は前掲の図 4.1.b2 の通りで、この手順によりライセンス所持者が提出した丸太生産日報又は丸太荷口明細書のテキストファイルのデータに基づき課徴金の月額を積算する。サラワク州では、ロイヤリティの納付が「後日払い」で行われている。

サラワク州政府は、2017 年 7 月 1 日からプレミアムの m³ 当たり単価をそれまでの MYR0.80 から一般材は MYR50.00 に、農用林材は MYR3.00 に値上げした。プレミアムの値上げは 1986 年以来 30 年ぶりで、現地では増加するプレミアムの歳入によりサラワクファンデーションが行う学費融資事業の充実を図ること、天然林からの伐採を抑制することを期待する報道がなされている²⁷。

プレミアムの他の課徴金の m³ 当たり単価は、ロイヤリティが MYR65.00、セスは MYR0.60 である。

²³ 2015 年森林法第 45 条。

²⁴ 2015 年森林法第 46 条。

²⁵ 2015 年森林法第 47 条。

²⁶ 2015 年森林法第 48 条。

²⁷ The Star Online, "Sarawak timber companies take a hit from higher taxes", 2017 年 5 月 12 日付

(4) 基準4 その他の利用者の権利

その他の利用者の権利としてサラワク木材合法性確認システムの標準に掲げているのは、先住民の権利である。

先住民の権利は尊重され、先住民権が存在する森林では、先住民以外の第三者による利用権又は所有権についてのクレームは認められない。先住民権が存在する森林におけるこのようなクレームを解決するために、次のような公式な制度が用意されている。

- 森林活動と補償に関する各地域との合意。
- コミュニティーとの公式な制度によるコミュニケーション。
- 未解決のコミュニティの要求及び紛争を解決するための公式な制度。
- 合意されていない未解決の先住民の慣習権がある森林地帯での収穫行為の禁止。

伐採ライセンスは、その附表第2において、次の事項を定めている。

- 先住民の慣習権に係る州有地は、同ライセンスの対象地区から除外する。
- ただし、先住民の慣習権を持つ土地所有者から事前承諾及び森林局長官の許可が得られたときは、その州有地での伐採が認められる。
- さらに1958年森林法の規定により、地域の共同体が望んだ場合、州政府は所定の手続きを経た上で、州有地をコミュニティでの使用を目的とした林産物を採集できるコミュニティ林として指定できる。

(5) 基準 5 工場の操業

①工場操業許可書の発行並びに操業管理

工場の操業には、森林局長の許可及びサラワク木材産業開発公社への登録がなければならない。

A. 工場操業許可書の発行

a. 操業許可書

2015年森林法第62条の規定は、いかなる木材加工工場も森林局長が発行した許可書を所持せずに工場の建設又は操業を行ってはならないと定めている。この許可書の有効期限は最長で一年間で、有効な許可書の有効期限の延長は大臣が特別な事情を勘案して承認したときにのみ認める。

同条は、工場の操業許可について次のように規定している。

- i. 加工工場は、都市計画担当州当局と協議して森林局長が承認した場所に建設しなければならない。
- ii. 加工工場は、(加工度の観点において)²⁸最低制限材品を出荷しなくてはならない。
- iii. 木材加工工場は、購入又は入手した木材とその産地の正確な記録を適切に保管し、森林局長又は局長が指名した森林局職員による検査で要求があるときは提供しなければならない。
- iv. 複数の丸鋸盤及び丸鋸盤以外の加工機械を加工工場内に設置していること。
- v. 許可書は工場内の目立つ場所に掲示しなければならない。

b. 業者登録

工場の操業を行うためには、森林局の操業許可書の取得とともに、サラワク木材産業開発公社への登録が必要である。この登録は、木材加工工場の他に流通業及び貿易業を行う事業体にも必要である。

サラワク木材産業開発公社条令第5条のAの規定は、公社によって発行された有効な登録証を所持しないいかなる者も木材産業に係る工場その他の事業所の設立、運営又は操業を行うことはできないと定めている。

サラワク木材産業公社への登録は、同公社に所定の申請書を提出するとともに登録料を納付して行う。この登録の有効期限は操業許可書と同じく発効後一年である。登録の更新は、登録が失効する3か月前から行える。登録の更新が承認されたときは、その効力を12か月延長する²⁹。

サラワク木材産業開発公社は、登録申請書の内容及び手数料の支払いを確認し、内容が適正であれば申請企業を登録する。同公社は企業を登録するために、次の証明書を申請者に要求する。

²⁸ 括弧書きは、筆者が誤解を避けるために加筆した。

²⁹ The Sarawak Timber Industry Development Corporation Ordinance, 1973、第8条。

- i. 持株会社又は提携事業体
 - 業務登録証明書
 - 有効な木材取引許可書
 - 登記簿
- ii. 個別企業又は公共事業体
 - 約款又は定款
 - 木材取引許可書
 - 株式配当割当（所定様式による届出）
 - 幹部社員、現場担当責任者、事務員への報酬の明細及び担当者の特定（所定様式による届出）

さらにサラワク木材産業は登録のための添付書類として、木材加工業の登録申請には木材加工ライセンス及び承認された工場設備配置計画を、丸太の輸出業者及び販売業者の申請には丸太を生産するライセンス所持者の伐採ライセンス、伐採請負事業者の伐採契約書、売買契約書又は丸太サプライヤーからの関係書簡を、チップ及びパルプの輸出業者には、ライセンスが発行されている人工林を所有している登録済チップ製造業者からの原材料供給証明書を、チップ及びパルプの輸入業者には資源計画環境大臣の事前承認書を要求する。

なお、同公社が登録できない申請案件は、次の条件に該当するものである³⁰。

- 製造許可を持たない申請者。
- 1965 年会社法の規定に基づき発行された有効な法人証明を持たない申請者又は事業者条令³¹に基づく登録がない申請者。
- サラワク木材産業開発公社が登録するときに課す条件及び制限もしくは工場、加工場又は輸送施設に関する 1973 年サラワク木材産業開発公社条令が規定する全ての要請に従えないと考えられる申請者。

なお、サラワク木材産業開発公社の年間登録手数料は、サラワク木材産業公社法令別表第 3 により次の表のように定めている。

B. 工場の操業管理

工場は、操業許可書の条件の遵守、輸送許可書及び丸太荷口明細書を含む丸太入荷記録並びに工業生産月報の記録及び管理体制を維持しなくてはならない。

³⁰ The Sarawak Timber Industry Development Corporation Ordinance, 1973、第 6 条。

³¹ The Business Names Ordinance (Cap. 64)

表 4.1.b5 サラワク木材産業開発公社年間登録手数料

A. 初期登録、更新登録及び木材産業関係者変更届

(1) 製材品 (Belian 及び Melangangai を除く)、フリッチ及び大中角 製品別に MYR100.00

(2) 次の製品の製造及び製造所設立

加工区分	製品区分	生産可能量 (m ³ /年/MYR)		
		Cクラス	Bクラス	Aクラス
		1,000t 未満	1万-5万 t	5万 t 超
(I) 切削製品	<ul style="list-style-type: none"> ▪ チップ ▪ こけら板 ▪ 樽(円筒樽、貯蔵樽、小型樽) ▪ 切削木毛 ▪ 木屑及び鋸屑を含む切削片 ▪ コルク及び樹皮製品 ▪ 薪 	150.00	300.00	550.00
		5万m ³ 未満	5-10万m ³	10万m ³ 超
(II) 木質ボード製造 I	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 単板 ▪ 合板 ▪ 切削板 ▪ 木毛セメント板 ▪ 繊維板 (インシュレーションボード、MDF 及びハードボード) ▪ OSB ▪ WPC ▪ その他バイオ複合材 	500.00	1,100	2,100
		3万m ³ 未満	3-6万m ³	6万m ³ 超
(III) 木質ボード製造 II	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 化粧貼木質ボード (合板、繊維板、切削板、チップボード、複合材料ボード) ▪ ブロックボード ▪ 扉面材 ▪ 切削木材ブロック 	250.00	550.00	1,050.00
		5万m ³ 未満	5-10万m ³	10万m ³ 超
(IV) 木質ボード製品仕上加工	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 塗装加工 (合板、繊維板、切削板、チップボード、WPC、バイオ複合製品) ▪ 化粧貼加工 (同上) 	450.00	1,050.00	2,050.00
		3万m ³ 未満	3-6万m ³	6万m ³ 超
(V) 付加価値製品	<ul style="list-style-type: none"> ▪ LVL ▪ 構造用集成材 ▪ ベント製品、集成円柱材 	450.00	1,050.00	2,050.00
		5,000t 未満	5,000 - 1万 t	1万 t 超
(VI) 燃料製造	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ブリケット ▪ 木炭 	100.00	150.00	250.00
		1,000 m ³ 未満	1,000-5,000 m ³	5,000 m ³ 超
(VII) モールディング	<ul style="list-style-type: none"> ▪ モールディング、額縁、建具用モールディング、玩具、組込細工、ラティス、だぼ ▪ 旋盤加工材、木彫製品 ▪ ドア、窓 ▪ ドア枠及び窓枠 ▪ 床板 ▪ 木柵 ▪ 木製手すり 	100.00	150.00	250.00
(VIII) 家具製造	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 竹製、ラタン製を含む家具 ▪ 家具部材、作り付け棚 ▪ 棺 	100.00	150.00	250.00

加工区分	製品区分	生産可能量 (m ³ /年/MYR)		
		Cクラス	Bクラス	Aクラス
		5,000 m ³ 未満	5,000 － 1万m ³	1万m ³ 超
(IX) 修正強化加工	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 機械性能向上加工 ▪ 化学物質耐久性向上加工 ▪ 吸湿抑制加工 ▪ 耐火加工 ▪ 木材保存、人工乾燥 	150.00	300.00	550.00
		5,000adt 未満	5,000－ 35万 adt	35万 adt 超
(X) 紙/パルプ	<ul style="list-style-type: none"> ▪ パルプ (機械パルプ、化学パルプその他木質パルプ) 	450.00	1,050.00	2,050.00
		10万m ³ 未満	10万－35万m ³	35万m ³ 超
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 紙 	450.00	1,050.00	2,050.00
		3,000 m ³ 未満	3,000－1万m ³	1万m ³ 超
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 紙製品 (ティッシュペーパー、段ボール中芯、塗工紙、含浸紙、板紙、新聞紙及び再生紙製品) 	450.00	1,050.00	2,050.00
(XI) こん包材	<ul style="list-style-type: none"> ▪ パレット ▪ クレート ▪ ダンネージ ▪ こん包ブロック ▪ ドラム ▪ 木箱 ▪ 渡板 ▪ スキッド 	150.00	250.00	450.00
		5,000t 未満	5,000 － 1万 t	1万 t 超
(XII) その他の林産物	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 木灰、樹皮、木製治具、コルク、殺虫剤、樹脂、樹液糖、ラテックス、占領、ラタン、竹、蜂蜜、主旨、果樹、箒、藁、木酢液、香木 (ガウル) 	100.00	150.00	250.00

B. 複数の製品に係る業務に従事する者の手数料は、A (2) の加工区分別の生産可能量の合計値とする。

C. 木材の販売、流通及びマーケティング

- (1) 輸出業
- a. 丸太 MYR2,000.00
- b. その他の木材製品 MYR 100.00
- (2) 輸入業 MYR 400.00
- (3) 木材の地域販売又は木材保管 MYR 50.00

D. 複数の活動に関わる者の手数料は、関係する上記 B の区分の活動別手数料の合計値とする。

- (1) 移転証明書発行手数料 MYR 250.00/枚
- (2) 調査手数料 MYR 10.00/企業
- (3) 書類の抜粋 MYR 2.00/枚
- (4) 登録用紙 MYR 2.00/枚
- (5) 支社の設立 MYR 100.00/支社

E. 申請手数料

- (1) 工場の名称及び所有者の変更 MYR 250.00
- (2) 機械配置の変更
- (a) Aクラス工場 MYR 500.00
- (b) Bクラス工場 MYR 300.00
- (c) Cクラス工場 MYR 100.00

出典：Third Schedule (Regulation 14 and 15), The Sarawak Timber Industry Development Corporation Ordinance, 1973 and The Sarawak Timber industry (Registration) Regulations, 2008 -Arrangement of Regulation-

Serial No. 1953



CERTIFICATE OF REGISTRATION
(Manufacture and Establishment of Mills)
THE SARAWAK TIMBER INDUSTRY (REGISTRATION) REGULATIONS, 2008
REGULATION 7(2)

Registration No.	0005266	Expiry Date	31/05/2016
Annual Fees	RM1 650.00		

Name Of Company:	[REDACTED] SDN BHD
Address:	[REDACTED] KUCHING.
Type Of Mill And Class:	CORRUGATED FIBREBOARD CARTON MILL - CLASS C
ICG/ICA approval/Sawmill license/Mill Registration reference no.	A 008552
Activity	Products Description (Details as overleaf)
MANUFACTURER (M)	1132 - Corrugated Fibreboard Carton & Duplex Board Boxes

This is to certify the above company is registered with the Corporation and the registration approval is subject to the Terms of Conditions for Registration of Mills as attached with this Certificate.

[Signature]

General Manager

Dated this 4 day of June 2016

資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b25 木材加工業及び工場建設のための登録証明書

Serial No. 10488



PUSAKA

CERTIFICATE OF REGISTRATION
(Export, Import and Local Sales/Storage of timber)
THE SARAWAK TIMBER INDUSTRY (REGISTRATION) REGULATIONS, 2008
REGULATION 7(2)

Registration No.	000C348	Expiry Date	31/08/2016
Annual Fees	RM2,150.00		

Name Of Company	[REDACTED] TIMBER SDN BHD
Address	[REDACTED] 3100 KUCHING

Activity	Products Description (Details as overleaf)
Exporter (E)	0101, 0302, 0401
Importer (I)	
Local Sale/ Storage of Timber (T)	0101, 0302, 0401

This is to certify the above company is registered with the Corporation and the registration approval is subject to the Conditions and Restrictions as attached with this Certificate.

General Manager

Dated this 25 day of May 2015

資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b26 輸出業、輸入業及び流通業のための登録証明書

②丸太の入出荷

工場は入出荷する全ての丸太に丸太生産 ID 番号、樹種、本数、材積及び直径と整合性がとれる有効な輸送許可書及び丸太荷口明細書の添付を保証しなければならない。ここでいう「丸太の出荷」とは、入荷した工場で丸太を使わずに、他の工場又は流通業者に丸太を転売するケースを想定している。

工場に入荷した丸太については、サラワク木材合法性確認システムの規定への適合を検証するために、ハーウッドティンバー社は速やかに検査を実施する。さらに工場は、サラワク木材合法性確認システムでの確認に必要な入荷した丸太の丸太荷口明細書の記載事項を記録しなければならない。

工場においては、サラワク木材合法性確認システムにより合法性を確認している丸太とそうではない丸太を明確に特定し、分別し、合法性が確認できている原料を正確に生産ラインに投入しなければならない。合法性が確認できている原料を使用する生産ラインと合法性の確認ができていない原料を使用する生産ラインは、分離する必要がある。サラワク木材合法性確認システムの手順書では、製造工程の各段階で合法性の確認がなされること、生産単位別に生産工程に投入する材積データ及び最終製品の生産量を文書として記録しなければならないことを定めている。工場はサラワク木材産業開発公社に工業生産月報を、森林局に工場月報を提出しなければならない。

なお、サラワク州のみならずマレーシアでは、工場に入荷する丸太の一部に、木材合法性保証（確認）システムを経っていないものがある。これらの丸太は、主に森林局の管轄外の土地で行った市街地近郊の宅地、商工業施設用地、農地その他の土地開発や道路敷設工事などによって生じている。これらは合法的な手続きを経て伐採した丸太であるが、前述のように木材合法性保証（確認）システムが定めている伐採前後の手続き及び丸太の管理手順を経っていない。このため、木材合法性保証（確認）システムでは、合法的に生産された丸太であっても、同システムの伐採前後の手続きを経ている木材とそうではない木材を分別して管理している。

③労働安全衛生

工場における労働者の安全衛生に係る法的な規制は、木材生産企業に係るものと基本的に同じなので、(2) ⑤の項を参照されたい。

(6) 基準6 貿易・関税

①企業登録

前基準の工場操業許可書の発行並びに操業管理の項³²で報告したように、サラワク木材産業開発公社条令第5条のAの規定は、公社によって発効された有効な登録証を所持しないいかなる者も木材産業に係る工場その他の事業所の設立、運営又は操業を行うことはできないと定めている。すなわち、木材の流通及び貿易を行う者も事業を行うためには、サラワク木材産業開発公社への登録が必要である。同項に記したサラワク木材産業開発公社への工場の登録の手順は、流通業者又は加工業者を登録するときも同じである。

②州内取引

サラワク木材合法性確認システムは、サラワク州内で取引する木材の取扱いについて、同システムで確認できる木材と確認できない木材の分別の他、同システムで合法性が確認された原料及び製品は、サラワク州木材合法性確認システム遵守証明書番号により出荷伝票もしくは荷口伝票又は丸太荷口明細書上で明確に識別されなければならないと定めている。

サラワク木材合法性確認システム遵守証明書番号とは、サラワク木材産業開発公社が木材産業事業者が付与する企業別IDであり、各企業に発行する登録証明書の左上に「Serial No.」として表示している³³ (図4.1.b25、図4.1.b26)。各事業者は、伝票にこの番号を表示し、丸太又は製品のCoCを確保する。

③輸入規制

木材を輸入できるのは、サラワク木材産業開発公社に登録をした企業である。木材の輸入は、サラワク木材産業開発公社が荷口単位で審査及び検査をし、許可する。

A. 輸入木材のリスク評価

輸入企業は、輸入する木材のリスク評価をサラワク州木材合法性確認システムの付属資料に基づいて行い、輸入申請している木材が低リスクであることを文書で証明しなければならない。サラワク州木材合法性確認システムでは、製造時又は販売時に、低リスクと認められない原料及び製品と同システムで合法性が確認できている製品への混入を禁じている。

サラワク州木材合法性確認システムではリスク評価の指標として産地国、樹種及び森林施業を採用し、それぞれの指標を次のように設定している。

a. 産地国リスク

産地国リスクの評価は、木材の原産地国についてトランスペアレンシー・インター

³² 「(5) 基準5 工場の操業」の「①工場操業許可書の発行並びに操業管理

³³ 図4.1.b25または図4.1.b26参照。

ナショナル(<https://www.transparency.org>)の政治腐敗度指数(Corruption Perceptions Index : CPI)に基づき行う。

表 4.1.b6 産地国リスク評価指標

区 分	該当する国・地域
低リスク国 CPI スコア 60 以上	北米、西欧、オーストラリア、ニュージーランド及び日本。
中リスク国 CPI スコア 40-60 未満	中間のリスクである諸国。
高リスク国 CPI スコア 40 未満	発展途上国と南米、アフリカ、ロシア、アジア、及び南太平洋に位置する熱帯諸国のほとんどの国。

出典：Appendix 1 “Risk Assessment”, “Sarawak Timber Legality Verification System (STLVS)” Standard for Verification of Forest Management, Mill Operations & Trade & Customs, STLVS Principal 1-6, 21 April 2017.

b. 樹種リスク

樹種リスクは、樹種により発生する違法行為の可能性に基づき評価している。植林された低価格の樹種は、一般的に違法な伐採及び貿易の脅威にさらされていない樹種として位置付け、一方で高価格の熱帯産天然林の樹種は、違法な伐採及び貿易のリスクが高いと評価している。

表 4.1.b7 樹種リスク評価指標

区 分	対 象 樹 種
低リスク樹種	低リスク樹種は低価格樹種で一般的に植林木である。ゴム (<i>Hecea brasillensis</i>) のような人工林樹種で、ユーカリ属 (<i>Eucalyptus</i> spp)、マツ属 (<i>Pinus</i> spp.)、キバナヨウラク属 (<i>Gmelina</i> spp.)、アカシア属 (<i>Acacia</i> spp.)、ネムノキ属 (<i>Albizia</i> spp)、ポプラ属 (<i>Populus</i> spp.)、温帯人工林樹種、熱帯の先駆種及び低リスク国からの温帯天然林樹種。
高リスク樹種	フタバガキ科のような熱帯天然林樹種で、天然に生育又は植林されたチーク、白檀、マホガニー、黒檀、鉄木、ラミン等の高価格樹種。CITES の証明書をとみなわない全ての CITES の一覧表に掲載されている樹種及び絶滅の危機にある種として国際自然保護連合 (ICUN) がレッドリストに掲げている樹種。

出典：『前掲書』。

c. 森林施業リスク

森林施業リスクは、第三者による検証、政府による制度遵守の確認又は国際的な規格の森林認証に基づき評価する。サラワク州木材合法性確認システムの付表では、森林とサプライチェーンのそれぞれのリスク評価が低いからといって、産地国リスク又は樹種リスクが低いとは限らないと注意を呼びかけている。

表 4.1.b8 森林施業リスク評価指標

区 分	操 業 内 容
低リスク施業	国際的又は一国内の森林認証システムのように第三者機関により監査されている森林又は人工林地域。木材加工企業及び流通企業は、第三者機関が監査する正式な CoC システムを備えている。森林又は人工林地域は、政府機関による活用できる法令遵守文書により統制されている。
高リスク施業	第三者機関又は政府機関による監査がなされていない法令遵守に係る利用できる情報又は記録がない高リスクの地域又は国にある森林又は人工林地域。木材加工企業及び流通企業は、原木の産地まで遡れるトレーサビリティを示す正式な CoC システムを備えていない。

出典：『前掲書』。

d. 総合評価

サラワク州木材合法性確認システムでは、以上のようなリスク評価をした上で、一般的な総合評価として次の「リスクマトリックス」を用意し、輸入する木材のリスクを総合評価する。リスク評価により低リスクと評価された輸入木材は、サラワク州木材合法性確認システム認証製品の一部として使用することはできない。

表 4.1.b9 輸入木材のリスク総合評価（リスクマトリックス）

区 分	低リスク産地国	中リスク産地国	高リスク産地国
低リスク樹種	低	低	高
高リスク樹種	低	高	高
低リスク施業	低	低	低

出典：『前掲書』。

B. 輸入許可及び取扱い手順

サラワク木材産業開発公社による木材の輸入許可及び管理手順を図 4.1.b27 に示した。サラワク州では、通関事務の合理化をはかるために「e-Permit システム」というオンラインシステムを運用している。e-Permit システムにより、輸出入申告、輸出入許可及び輸出入物品に係る通告に係る事務処理の合理化がなされている。企業は、このシステムを通じてマレーシア王国税関及びサラワク木材開発公社に輸出入許可を同時に申請する。

同公社は輸入業者から丸太又はフリッチの輸入申請書及び添付書類を受領すると、書類確認及び審査を行い、規定に適合した内容であれば同公社は輸入業者から実地検査申請書を受領した後に検量を含む実地検査を行う。この検査の結果、法令への適合及び輸入物品と書類の整合性が確認できると、サラワク木材産業開発公社職員は、検査完了を示す STIDC の名称が入った刻印及び PUSAKA のロゴが入ったタグを丸太又はフリッチの木口に表示する³⁴。



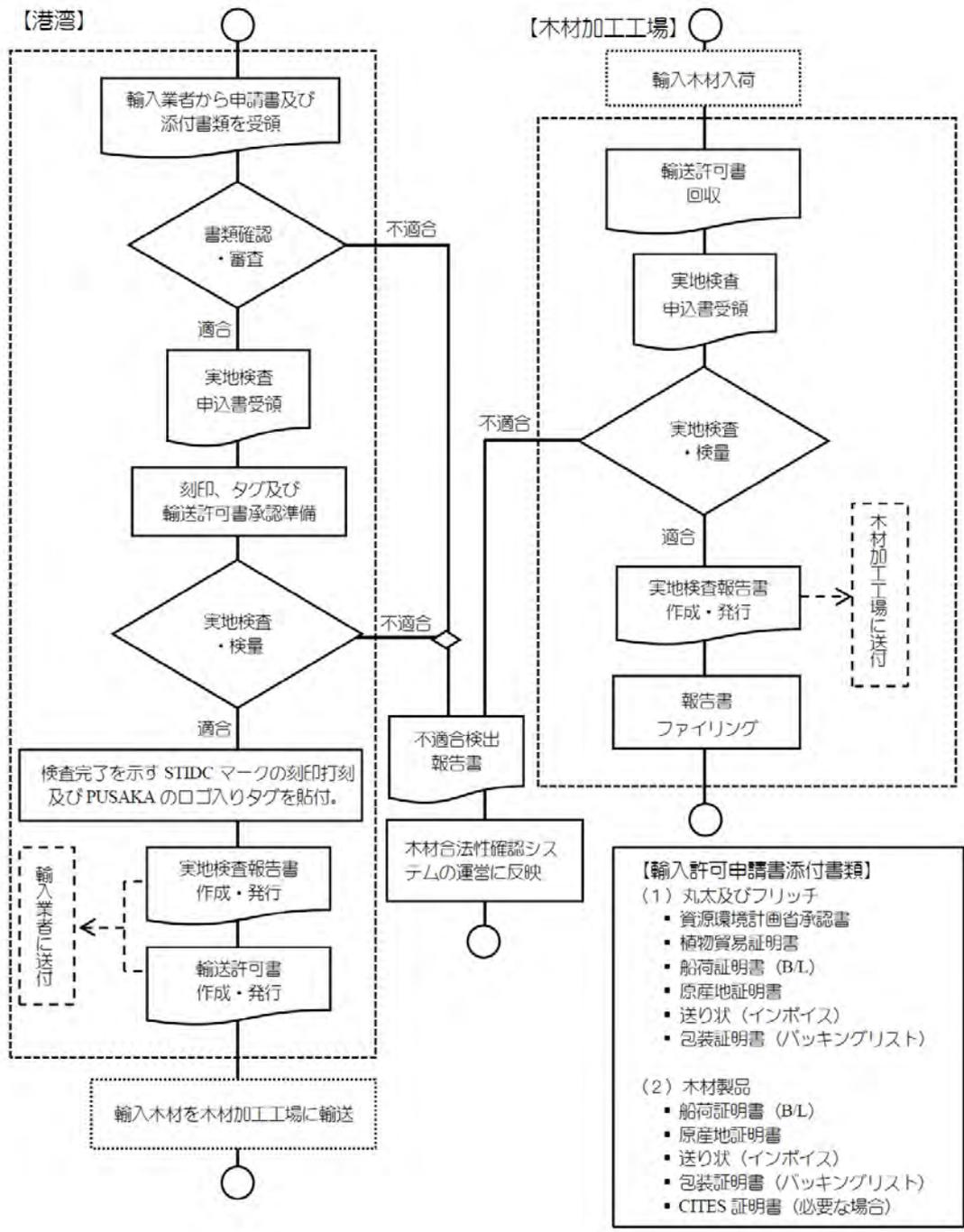
写真提供：サラワク木材産業開発公社



写真提供：サラワク木材産業開発公社

写真 4.1.b6 輸入木材に使用する STIDC の刻印 写真 4.1.b7 PUSAKA ロゴマーク入りタグ

³⁴ STIDC は英文の、PUSAKA はマレー文のサラワク木材産業開発公社の略称。



注：港湾での実地検査完了後の刻印打刻は、丸太又はフリッチに行う。
 資料：サラワク木材産業開発公社提供資料。

図 4.1.b27 輸入木材の輸入許可及び管理手順



コンテナの奥ではサラワク木材産業開発公社職員2名が無作為抽出による実地検査を行い、手前では同公社職員が実地検査を終えた丸太に PUSAKA ロゴ入りのタグを表示している。

写真 4.1.b8 コンテナで入荷した丸太の実地検査の様子

サラワク木材産業開発公社は、輸入した丸太又はフリッチに刻印の打刻及びタグの表示を施すと、植物貿易検査報告書及び輸入木材を加工工場に輸送するための輸送許可書を発行する。この輸送許可書の取扱いは、サラワク林業公社がサラワク州内の丸太の輸送のために発行した輸送許可書と同じで、輸入木材を輸送するトラック運転手が積み荷とともに加工工場に運ぶ。輸入木材が加工工場に到着すると、同公社職員がこの輸送許可書を回収して失効印を押印し、加工工場はその写しを管理して入荷実績の証拠書類とする。

(BK-PUSAKA-PD-04) (VERSI J.1)
No. 00088

SARAWAK TIMBER INDUSTRY DEVELOPMENT CORPORATION
REMOVAL PASS NO. 41/KCH/0001/05/2016

(This pass must be surrendered to the Sarawak Forestry Corporation (SFC) together with Application for Inspection of Logs on arrival at destination specified below)

This pass authorizes [redacted] (owner of timber) to remove from authorized port Senan Port to authorized mill [redacted] as address Lot 7967 Sg. Kuapitih-Simen Raya by conveyance No. Cont. No. TRLU 7306392 the timber described below.

Description of Timber
Type: Logs Others. Please specify _____
PI Form Serial No. _____ Volume: 21.8 m³
Hammer Marking No. ST10c 103 No. of Pieces: 6 pcs
Shipping Mark/Colour: _____ Species: Eucalyptus
Date of Issue: 20-06-2016 @ 11:00 am Date of Expiry: 21-06-2016 @ 11:00 am

資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b28 輸入木材用の輸送許可書

サラワク木材産業開発公社は、木材加工工場において到着した輸入木材の現地検査を行う。同公社職員は、輸送許可書その他の書類と輸入木材の整合性が確認できると、現地調査報告書を作成、発行して加工工場に送付するとともにファイリングして保管する。

なお、サラワク木材産業開発公社は、申請書受領後の書類審査並びに港湾及び木材加工工場で実施する現地検査・検量において不適合事項が生じたときは不適合検出報告書を作成し、木材合法性確認システムの運営改善のための分析材料にしている。

④輸出規制

木材を輸出できるのは、サラワク木材産業開発公社に登録をした企業である。木材の輸出は、サラワク木材産業開発公社が荷口単位で審査及び検査をして許可する。

木材を輸出する企業は、e-permit システムにアクセスして荷口単位で木材の輸出申請を行う。

輸出申請にあたっては、丸太、製材品、その他木材製品別に次の表の添付書類が必要になる。

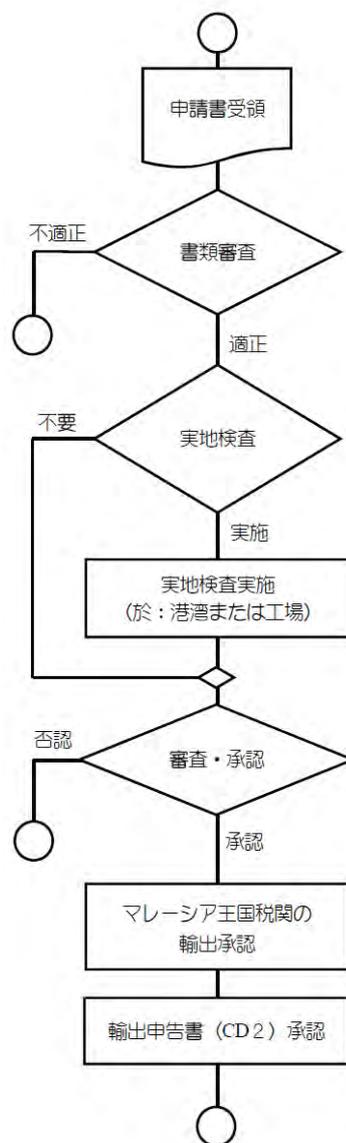
表 4.1.b10 輸出品目別輸出申告書添付資料

区 分	添 付 書 類
丸 太	1. サプライヤーフォーム 2. 丸太輸出枠遵守確認書 3. 丸太明細書 4. インボイス 5. 包装証明書 (バックングリスト) 6. 船積指図書 (S/O) 7. 輸出承認書 (ExCC) 8. 輸送許可書 9. 植物検疫証明書 (必要な場合)
製材品	1. サプライヤーフォーム 2. 格付証明書 3. CITES 証明書 (必要な場合) 4. インボイス 5. 包装証明書 6. 船積指図書 7. 植物検疫証明書 (必要な場合)
その他木材製品	1. サプライヤーフォーム 2. インボイス 3. 包装証明書 4. 船積指図書 5. 植物検疫証明書 (必要な場合)

資料：サラワク木材産業開発公社提供資料

輸出申請書の添付書類の内、サプライヤーフォームとは、サプライヤーの企業名、輸出物品と荷口総量を記載する輸出荷口の概要書である。

さらに製材品の輸出で必要となる格付証明書とは、2008 年木材格付規則に基づき輸出する製材品の荷口に発行する書類で、この書類は最終目的地、船舶及び出発港並びに荷口のサマリーとして、木材の種類、該当する



資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b29 輸出許可手続き

仕様、荷口入り数、総材積等を記入するもので、同規則で荷主に最終目的地までこの書類を荷口に添付又は携行することを義務づけている。

サラワク木材産業開発公社は、申告書及びその添付書類の内容を審査し、さらに実地検査を行った上で木材の輸出を承認する。その後、マレーシア王国税関が通関措置を行い、税関が輸出承認した後に、サラワク木材産業開発公社が輸出品申告書の承認を行う。輸出申告書は、日本を含むマレーシア以外の国に輸出するときは CD 2 様式を用い、サラワク州以外のマレーシア国内の州に輸出するときは、CD 3 様式を用いる。サラワク木材産業開発公社は、サラワク州木材合法性確認システムでの合法性確認がとれている証として、輸出申告書の裏面にスタンプを押印している。

PUSAKA / PD / 001 / 08
Ver 1.0

SUPPLIER FORM

NAME OF EXPORTER : _____

NAME OF CONSIGNEE : _____

PRODUCT TYPE : MLH FULLSAWN TIMBER

DATE OF SHIPMENT : 27.06.2016.

NAME OF SUPPLIER (S)	M3/KG/TONNE
_____	15.8371 M3/ 11.1844 TONS

SIGNATURE : _____

NAME : _____

DATE : 20.06.2016.

輸出業者と荷口の概要を記載する。
資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b30 サプライヤーフォーム

Serial No. STDC/KCH/2016/06/00008

GRADING CERTIFICATE

(Issue under Regulation 3 of the Timber Grading Regulations, 2008)

CERTIFIED that the sawn timber shown on the attached Schedule of Timber Shipped and summarised below, which is consigned to (name of consignee) _____ and to be shipped to (place and country of final destination) BUSAN, SOUTH KOREA on the (vessel) M.V. CONMAR LAKE sailing from (port) KUCHING on or about (date) 27.06.2016 has been graded by a certified Timber Grader in accordance with the Malaysian Grading Rules for Sawn Hardwood Timber; that the timber is of the kinds and grades shown in the Summary below; and that the appropriate Grade and other marks shown in the attached Schedule of Timber Shipped have been placed on the timber.

SUMMARY

Kinds of Timber MIXED LIGHT HARDWOOD
Specifications GENERAL MARKET SPECIFICATIONS, SCANTLINGS
Grades MERCHANTABLE
Total number of pieces 429
Total volume = 15.8371 cubic metres.
Timber graded for (name of Buyer) _____
on (date) 25/06/2016 - 26/06/2016 by certified Timber Grader(s)
Number(s) TG209

Date of issue 21.06.2016

Date of Expiry 21.07.2016

This Certificate has been approved on-line by the Grading Authority and does not require a signature thereon.

IMPORTANT NOTES

- (i) Volumes shown in this Grading Certificate have been taken from the Schedule of Timber Shipped prepared by the Buyer and are not guaranteed by the Grading Authority.
- (ii) Timber is graded and measured as the Timber Grader finds it, and Certificates of Grades applies only for the date of inspection of the timber. Buyers are advised to request re-grading of the timber and the issue of a new Grading Certificate should the lapse of time or method of treatment or storage of the timber between examination and shipment permit the possibility of degrade.
- (iii) In respect of timber received in an unsatisfactory condition, it should be brought to the attention of the Grading Authority as soon as possible by the affected parties.

資料提供：サラワク木材産業開発公社

図 4.1.b31 輸出製材品に添付する格付証明書

4.1.b.3 森林認証

サラワク州の森林認証面積は、2017年8月31日現在、16万35haである。これらの森林は全てMTCS(Malaysia Timber Certification Scheme)による認証で、サラワク州ではFSC(Forest Stewardship Council)による森林認証はなされていない。

サラワク州では、五つの企業が六つの認証森林を管理している。サラワク州の大手林産企業であるShin Yang Forestry社は三つの認証林を管理しており、その合計面積は5万5,300haである。

最も広い認証林を管理しているのはZedtee社であり、サラワク州の認証林面積の52%にあたる8万3,535haを管理している。Zedtee社は森林管理を行う伐採請負企業である³⁵。

この他にもSamling Reforestation社が9,393haを、この会社と同じグループの会社であるSyarikat Samlin Timber社が1万800haの認証林を管理している。

次表の認証林名称欄にLPFの表示がある認証林は、人工林である。MTCSがサラワク州で認証した森林の内、Zedtee社が管理している認証林以外は全て人工林であり、それらの合計面積は7万5,493haである。この面積は、サラワク州の認証林面積の47%、同じく人工林面積(32万5,314ha)³⁶の49%にあたる。

サラワク州でもMTCSの認証林面積は拡大しており、表に示した認証林合計面積は、2016年8月の10万7,288haに対して48%拡大した。2016年9月以降、新たに加わった認証林は、Shin Yang Forestry社のLPF 0017及びLPF 0018並びにSamling Reforestation (BTU)社の森林である。一方で、2016年8月から2017年8月までの期間に認証を取りやめた森林は、Shin Yang Plywood社の森林(1,007ha)であった。

表 4.1.b11 企業別森林認証面積

		(ha)
企業名	認証林名称	認証面積
Shin Yang Forestry Sdn. Bhd.	LPF 0017	28,093
	LPF 0018	15,261
	LPF 0019	11,946
Zedtee Sdn. Bhd.	Anap Muput FMU	83,535
Samling Reforestation (BTU) Sdn. Bhd.	LPF 0006 - Lana FPMU	9,393
Syarikat Samling Timber Sdn. Bhd.	LPF 0014 - Segan FPMU	10,800
計		159,028

注1：全てMTCSによる認証。

2：2017年8月31日現在の面積

資料：MTCC (Malaysia Timber Certification Council) 提供資料。

2017年11月1日現在、サラワク州のCoC認証取得者数は、FSCが10件、MTCSは31件、計59件である。MTCSによる森林認証面積が拡大しているため、MTCSのCoC認証取得者数が増加する傾向にある。

³⁵ Zedtee社ウェブサイト (<http://www.anapmuputfmu.com>)

³⁶ サラワク州森林局が発表した2015年現在の面積。

4.1.b.4 木材市場

(1) 木材需給動向

①丸太

2016年のサラワク州の丸太生産量は、866万9,000 m³であった。この生産量は、2012年の生産量913万2,000 m³から21%減少しており、2000年の生産量1,427万4,000 m³と比較するとほぼ半減している。丸太生産量は、長期間の推移では減少しているが、2012年から2016年の期間では900万m³前後の水準で増減を繰り返している。

表 4.1.b12 材種別丸太生産量

	計	一般材	スワンプ材	人工林材
2012	9,586	9,132	327	127
2013	8,544	7,974	237	333
2014	9,161	8,507	208	446
2015	9,078	8,001	199	878
2016	8,669	7,241	173	1,255

注：一般材とは Hill Timber をいう。
資料：サラワク州森林局業務資料

2012年から2016年の5か年においてみられた丸太の供給構造の変化の特徴は、生産量全体が減少していく中で、一般材丸太（Hill Timber）生産量が減少するとともに、人工林材生産量が増加している点である。人工林丸太の生産量は、2012年は12万7,000 m³（生産量シェア1%）であったが、2016年には生産量が125万5,000 m³（同14%）とおよそ10倍にまで増加している。一方で一般材丸太の生産量は、同期間に913万2,000 m³から724万1,000 m³に21%減少している。さらにかねてより生産量は少ないスワンプ材丸太も同期間に32万7,000 m³から17万3,000 m³に半減している。

2016年のサラワク州の丸太輸出量は243万1,000 m³で、2012年の279万1,000 m³と比較すると13%減少している。2012年から2016年の期間における丸太生産量に対する丸太輸出量の割合は、30%前後で推移している。この割合は年によって増減があるが、2010年は生産量1,215万1,000 m³の39%にあたる477万m³の丸太を輸出していた。輸出量割合も少しずつ縮小してきている。

2016年のサラワク州の丸太の名目消費量は、623万9,000 m³である。この量を2012年の679万5,000 m³と比較すると8%の減少にとどまる結果となっている。しかし、2006年及び2007年の丸太の名目消費量は800万m³を超えている。入手できた2002年以降の統計により積算した丸太の名目消費量で最も量が多かったのは、2007年の814万4,000 m³であった。2016年の丸太の名目消費量を2007年と比較すると23%の減少であることから、サラワクの丸太の名目消費量も減少の傾向にある。

2012年から2016年までの丸太の名目自給率は、概ね140%から150%の間で推移している。

②製材品

製材品生産量は2013年に100万m³を下回り、2016年は67万5,000 m³と2012年の106万1,000 m³から36%減少している。

2016年の製材品輸出量は52万2,000 m³で、この量は2012年の80万3,000 m³から34%減少している。生産量に占める輸出量の割合は、2016年は77%であり、2012年から2016年の期間におけるこの割合は、概ね四分の三以上で推移している。

2016年の製材品の名目消費量は、15万4,000 m³である。この名目消費量は、2012年から2016年の期間に69%もの減少をみせた。この減少幅は、生産量及び輸出用のほぼ倍である。

表 4.1.b13 主要木材製品需給量

(1,000 m³、%)

		2012	2013	2014	2015	2016
丸太	生産量	9,586	8,544	9,161	9,078	8,669
	輸入量	—	—	—	—	1
	輸出量	2,791	2,826	2,905	2,662	2,456
	名目消費量	6,795	5,718	6,256	6,416	6,214
	名目自給率	141.1	149.4	146.4	141.5	139.5
製材品	生産量	1,061	847	742	770	675
	輸入量	2	4	2	1	1
	輸出量	803	687	615	570	522
	名目消費量	260	164	129	201	154
	名目自給率	408.1	516.5	575.2	383.1	438.3
合板	生産量	2,741	2,320	2,654	2,340	1,818
	輸入量	1	3	6	4	5
	輸出量	2,638	2,609	2,333	1,801	1,702
	名目消費量	104	-286	327	543	121
	名目自給率	2,635.6	-811	811.6	430.9	1,502.5
単板	生産量	640	569	520	486	339
	輸入量	77	45	71	108	120
	輸出量	219	180	151	159	140
	名目消費量	498	434	440	435	319
	名目自給率	128.5	131.1	118.2	111.7	106.3

注1：丸太には大中角を含む。

2：合板にはブロックボードを含む。

3：「—」印は、実績があるものの500 m³に満たないもの。

4：名目消費量は、生産量と輸入量の和から輸出量を減じた量。

5：名目自給率は、生産量を名目消費量で除したパーセンテージ。

資料：Malaysian Timber Industry Board & Department of Statistic Malaysia。2016年の丸太生産量はサラワク州森林局業務資料、同年の輸出量はSTIDC, "Export Statistics of Timber & Timber Products Sarawak 2016"。

③合板

2016年の合板生産量は181万8,000 m³で、2012年の生産量274万1,000 m³に対して33%減少している。一方で少量ではあるが輸入量が増加し、2012年の合板輸入量は1,000 m³であったが、2016年は5,000 m³になった。

合板輸出量は2012年の263万8,000 m³から2016年には170万2,000 m³に35%減少している。

なお、2013年の数値については、輸出量が生産量を上回っている。工場及び流通段階の在庫量に関する統計がないので、これらの数字に対する評価はできないが、取扱いに注意を要する。

④単板

2016年の単板生産量は33万9,000 m³で、2012年の生産量に対してほぼ半減（47%減）している。一方で単板の輸入量は2012年の7万7000 m³から2016年は12万m³に56%増加している。単板の輸出量は、2016年は14万m³と2012年の21万9,000 m³から36%減少している。

(2) 木材流通

サラワク州の木材の流通構造は、流通業者が介在する範囲が小さいため、比較的シンプルな構造である。

伐採した丸太は山土場に集荷し検量を行い、ロイヤリティその他の課徴金を積算するとともに、各丸太への丸太生産ID番号の付与及び台帳の作成、荷口明細書の作成並びに木材移動許可書の発行を行う。山土場での必要な手続きを終えた丸太は、移動許可書とともに貯木場に輸送する。この貯木場は、森林検査ステーション又はOSCC（ワンストップコンプライアンスセンター）とも称され、山土場から集荷した丸太の確認、丸太追跡システムのデータベースへの丸太データの入力、出荷する丸太の検量、丸太荷口明細書及び輸送許可書の発行その他の合法性を確保するための所定の手続きがなされる。

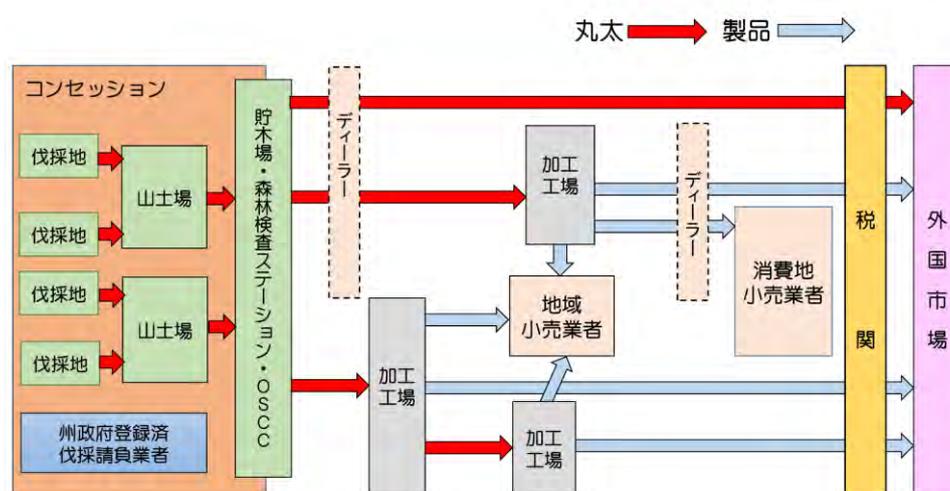


図 4.1.b32 サラワク州の木材流通フロー

貯木場から出荷する丸太を輸送するときは、加工工場の土場、水面貯木場又は輸出地点までトラック運転手又は木材輸送船の船長が輸送許可書、丸太荷口概要書及び丸太荷口明細書を携行する。多くの丸太はコンセッション内の貯木場から加工工場又は輸出地点に直接運ばれるが、輸出用丸太その他の特定のサイズ又は品質の丸太を集荷するディーラーが介在する場合もある。さらに一部の丸太は、コンセッションから出荷した後、複数の貯木場を経て加工工場に運び込まれたり、加工工場に入荷した後に他の加工工場に転売されたりする場合もある。

輸出用製品は、加工工場から直接輸出地点に輸送するケースが多いようであるが、一部の製品の流通にディーラーが介在して集荷分散機能を担っている場合がある。